

2014

4

No.584

はまなか

- ▶平成26年度 町政執行方針
- ▶平成26年度 教育行政執行方針
- ▶平成26年度 当初予算 ー町民と行政との協働のまちづくりに使われますー
- ▶消費税率の改正に伴い公共料金が変わります
- ▷霧多布高校通信 卒業証書授与式ー学舎からの旅立ちー
- ▷健康サポート 宴席での飲酒 飲む前に知っておいてほしいこと

晴れやかな笑顔で、学び舎巣立つ
(3月1日 霧多布高等学校卒業証書授与式)



平成二十六年 町政執行方針



町長 松本 博

町政の基本方針

私は、これまで町民と行政がともに進める協働のまちづくりを基本とし、町民の信頼に応えるべく持てる力の全てを傾注し、町財政の再建と自立を目指すまちづくりを進めてまいりました。

これまで本町の経済を牽引してきたのは、豊かな自然環境によって育まれた農業と漁業であり、その動向の如何が本町の将来を形成するといえます。本町の持続的な発展を可能とさせるためには、この先もしっかりと農・漁業の振興を図っていかねばなりません。

本町を支える力強い農・漁業の確立を期し、経済活性化に向けた様々な施策の展開を図ってまいります。

また、今日に至る本町発展の歴史を振り返りますと、大規模津波災害や冷害等、幾多の自然災害に見舞われました。しかしながら、先輩諸賢はこれらの災害に決してめげることなく、懸命な努力をもって果敢にその困難を克服し、本町の今日を築き上げられました。

町民一人ひとりが「安心・安全」を実感して暮らすことができるよう、災害に強いまちづくりを目指し、地域防災力の

強化に引き続き取り組んでまいります。個性ある地域の発展のため、自主的・自立的な視点に立ったまちづくりが求められております。町財政は依然として厳しい状況下にあります。今後も継続して財政健全化に取り組んでまいります。

様々な行政課題が山積しておりますが、その課題解決に向けた確な政策を講じ、まちづくりの大きな指針である「第五期浜中町新しいまちづくり総合計画」に掲げるテーマ「生命支える大地と海自然と調和するまち・はまなか」の実現を目指して、着実なまちづくりに全力を尽くしてまいります。

地域を支える 地場産業の振興

1 農業の振興

我が国の農業は、担い手の減少や高齢化に伴う後継者不在等、生産の減少に歯止めがかからず深刻な状況が続く中、昨年、国において「農林水産業・地域の活力創造プラン」が策定され、農地中間管理機構の設置による担い手への農地集積や日本型直接支払制度の創設、輸出の拡大や六次産業化の推進等、農業政策が大きく見直されています。

TPP交渉の先行きが不透明な状況にあり、農業のみならず食の安全や様々な分野に影響が及び、一次産業主体の本町においても計り知れない打撃を受けることが懸念されます。今後も動向に注視し、

三月六日に招集された第一回浜中町議会定例会で、平成二十六年度のまちづくりの指針となる町政執行方針と教育行政執行方針が松本町長と内村教育長から述べられ、町民の皆様並びに議員各位の理解と協力を呼びかけました。

町政執行方針、教育行政執行方針の基本的な考えやまちづくりを進めていく柱となる政策、主な事業や関連予算をお知らせします。

関係機関とともに強く反対をしてまいります。

本町の農業は、食料供給基地として重要な役割を担っております。「安心・安全」な生産を維持・発展させるとともに、農業者が夢と希望を持てる農業・農村づくりに向け、環境に配慮した生産基盤の整備や担い手の育成・確保、経営の合理化等、足腰の強い農業の実現のため、次の事業を重点的に取り組んでまいります。

① 関係団体等の支援について

農業後継者対策事業、酪農技術センター及び乳牛検定組合の運営に対して、継続的な支援をしてまいります。

② 農業基盤整備について

道営草地整備改良事業は、東部地区と西部地区の事業完了に向け実施してまいります。茶内第三地区一般農道整備事業は、路盤改良・舗装を実施し、今年度の事業完了に向け取り組んでまいります。

③ 農地・水保全管理支払交付金について

国営環境保全型かんがい排水事業により整備された施設等について、事業完了後の環境に配慮した維持管理を行うため、「農地・水保全管理支払交付金」を活用した地域共同による取組みとして、引き続き「はまなか農地・水保全協議会」及びその他関係機関と連携を図りながら対応してまいります。

④ 中山間地域等直接支払について

中山間地域等直接支払事業が第三期対策の最終年を迎え、各集落の取組みが円

滑に進められるよう支援するとともに、次期対策が継続されるよう強く働きかけてまいります。

⑤ 農業経営基盤強化について

農業者の負担軽減対策として、産業振興資金の貸付けや各種制度資金に対する利子補給を従前どおり実施し、基盤強化の支援をしてまいります。

⑥ 新規就農者育成対策について

新規就農者の研修機関である(有)浜中町就農者研修牧場に運営費を助成するほか、就農後の農場リース料、農場買取り後の固定資産税相当分を助成し、更には、経営技術研修受入れ者に対する経費助成を引き続き行うとともに、新規就農者に対する早期の安定的経営を図るため、青年就農給付金事業により引き続き支援をしてまいります。

2 林業の振興

森林は、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止等、人・動植物が息する上で多面的、公益的機能を有し、社会生活基盤を構築する最も重要な役割を担う貴重な再生可能資源であります。

その恩恵を将来にわたって永続的に享受するには、森林を適正に整備・保全することが重要であります。また、森林生態系の維持と適切な生産活動を通じて、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域の振興が図られるものであり、次の事業を重点的に取り組んでまいります。

① 町有林の整備について

森林環境保全整備事業として、地拵、植林、下刈り、除間伐等を実施するほか、未来につなぐ森づくり事業に対して支援をしてまいります。

② 林道の整備について

奔幌戸線、本六番沢線の二路線について、今後予定される事業の推進に向け補修をいたします。

③ 植樹祭について

湯沸地区での植樹祭については、浜中漁協女性部との共催で例年同様に実施いたします。植樹予定地に防風柵を設置し、カシワ四〇〇本、ゲイマツ四〇〇本の合計八〇〇本を植樹いたします。

④ 有害鳥獣対策について

エゾシカによる農林業被害等の対策として、地元猟友会へエゾシカ有害駆除(本年度駆除目標一、八〇〇頭)委託にあわ

せ、緊急対策事業による駆除者への負担軽減により効果を図るとともに、鳥獣被害防止に向けた協議会を関係機関により組織し、併せて「鳥獣被害対策実施隊」を設置して、対策に取り組んでまいります。

また、エゾシカ肉の有効活用を図る取組みを推進してまいります。

3 漁業の振興

本町の基幹産業の一翼を担う漁業は、急激な円安による漁業用燃料や資材等の生産コストの高騰、更には、輸入水産物や消費の低迷による魚価安等で厳しい経営が続いております。

IQ制度の堅持、PPP対策等、関係機関と連携を図りながら国等に対する要請活動を行い、沿岸の自然条件を活かした水産資源の維持増大や安定的な漁獲のため栽培漁業を推進し、経営基盤の強化に対する支援と生産基盤の整備充実を進めるため、次の事業を重点的に取り組んでまいります。

① 漁場の整備について

太宗漁業であるコンブ資源の維持増大を図るため、引き続き水産多面的機能発揮対策事業による雑海藻駆除の支援をします。また、干潟の維持・機能

主な関連予算

道営草地整備改良事業負担金(浜中西部地区)	13,250千円
茶内第三地区一般農道整備事業負担金	19,845千円
浜中姉別地区道営農道整備事業負担金	6,750千円
中山間地域等直接支払交付金	205,971千円
(有)浜中町就農者研修牧場運営費補助	5,000千円
新規就農者誘致事業補助	33,194千円
青年就農給付金事業補助	6,000千円
経営技術研修受入事業助成	6,000千円
産業振興資金貸付金	18,000千円

主な関連予算

町有林整備事業(造林事業)	32,352千円
林道補修事業	4,338千円
鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業	12,256千円
エゾシカ等有害駆除委託	9,200千円
未来につなぐ森づくり推進事業補助	7,426千円

回復を図るため、アサリ礁の保全活動の取組みに対して支援をまいります。

② 養殖事業の促進について

ウニ資源の増大を図るため、管内水産種苗生産センターの運営に支援をまいります。ウニ種苗センターについては、漁業者・両漁協・関係機関と建設に向け、引き続き調査・検討を進めてまいります。

また、釧路管内栽培漁業推進協議会が実施するマツカワ放流事業について、事業継続に向けた取組みを支援するほか、「廉チカ」のブランド化により需要が高まっているチカ増殖事業に対して支援をまいります。

③ 漁業の担い手の育成について

漁協の青年部と女性部の活動及び後継者が知識・技術を習得するための北海道漁業研修所の総合研修受講者に対して支援をまいります。

④ 漁業経営の安定について

産業振興資金の貸付けや漁業近代化資金をはじめとする各種制度資金の利子補給を行うほか、水産物のブランド化により付加価値向上を図り、販路拡大に向けたPR活動に対して支援をまいります。

⑤ 水産関連施設の整備について

浜中漁協が、作業負担の軽減と鮮度保持の向上を図るために実施する魚種選別機整備事業に対して支援をまいります。

⑥ 港湾・漁港関連施設の整備について

霧多布港湾では、琵琶瀬湾用地護岸、航路護岸の改修と北防波堤の髙上改良を実施してまいります。

漁港では、琵琶瀬漁港の北防波堤、物揚場、船揚場の保全工事の実設計、本年度から着手となる散布漁港外港の機能診断や調査設計等を進めてまいります。

丸山散布物揚場については、引き続き整備を進めてまいります。

海岸事業においては、津波防災ステーション及び各水門・陸圃の遠隔制御機器等について、昨年度に引き続き更新を進めてまいります。

主な関連予算

魚種選別機整備事業補助	3,700千円
水産振興基金積立金	8,000千円
水産多面的機能発揮対策支援事業負担金	13,550千円
釧路管内水産種苗生産センター運営費補助	1,857千円
丸山散布物揚場整備事業	152,066千円
漁港工事地元負担金	9,767千円
国直轄港湾整備事業管理者負担金	69,900千円
霧多布港海岸陸圃改良事業	70,259千円
産業振興資金貸付金	18,145千円

4 商工業の振興

商工業を取り巻く経営環境は、近隣地域の大型店への消費購買力の流出等により、依然として厳しい状況にあります。

このことから、経営改善普及事業に対

する支援を継続して実施するとともに、農畜水産物の付加価値向上、特産品の開発と販路の拡大、企業誘致による雇用の創出の取組み等、商工業の活性化に向け、次の事業を重点的に取り組んでまいります。

① 商工業の経営安定化の推進について

商工業者の経営安定に向けた支援制度として、産業振興資金の貸付け、中小企業特別融資枠の保証料に加え、本年度より新たに、金融の円滑化と商工業者への経営支援策として利子補給を行ってまいります。

また、商工会が実施する地元消費拡大を目的とした商店街活性化事業として、消費者に定着したプレミアム付き商品券の発行事業に引き続き支援をまいります。

② 特産品開発・販路拡大の推進について

地場産品を活かした特産品の開発、研究、製造と付加価値向上のため、MOI-TTOかぜでの活用を図るとともに、地域経済活性化促進奨励補助により、浜中ブランド特産品の開発等に支援をまいります。

③ 企業誘致と雇用創出について

雇用創出と就労の安定対策として、事業場等の新設又は増設をする事業者に対し、企業振興条例を活用した支援を図るほか、雇用対策連絡会議において情報交換を行い、新卒者をはじめ、町内企業へ雇用要請を行うとともに、国・道の各種雇用促進支援制度の情報提供に努めてまいります。

④ 消費者相談の支援について

振り込め詐欺や架空請求等の苦情処理対策については、消費生活相談及び苦情処理の一部を委託している釧路市の相談所と連携し、担当課職員が対応してまいります。

今後においても、相談に対応するための研修と被害防止に向けた情報提供を行い、消費者に対して啓発の強化を図ってまいります。

5 観光業の振興

本町には、訪れる方々から高い評価をいただいている風光明媚な自然景観、豊かな自然環境の恩恵である四季折々の新鮮な味覚等、他の市町村に比べて優位な観光素材に恵まれており、商工会・観光協会・産業団体・観光関連事業者との連携により、地域特性を生かした観光振興を図るため、次の事業を重点的に取り組んでまいります。

① 観光ホスピタリティの充実について

本町を訪れる人々に快適に観光していただけるよう、観光施設の持続的な維持管理を行うとともに、関係団体と連携し、インターネット等を活用した観光情報の発信に努めてまいります。また、本町の観光資源の魅力を伝える観光ガイドの育成等により、観光客をもてなすサービス提供に努めてまいります。

② 観光振興の体制づくりについて

ルパン三世による地域活性化プロジェクト事業を推進し、本町の知名度アップ

とファンづくりを継続して進めてまいります。また、宿泊、飲食、体験事業者と連携し、商工会、観光協会とともに滞在型観光の推進強化に努めてまいります。更に、霧多布湿原センター、MOIT T O かせて、霧多布温泉ゆうゆの機能を活かし、利用の拡大に向けた取組みを進めるほか、当該施設を活用した観光事業の展開に引き続き努めてまいります。



③ 産業を活かした観光の推進について

地域の農畜水産物の付加価値を高めるため、加工品の消費拡大に向け、パンフレット、ホームページによるPRや各種イベントでの特産品の販売促進に努めてまいります。

④ 新たな観光事業の創出について

観光協会、釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会において現在進めている教育旅行の誘致と受入れ体制基盤の整備、体験プログラムの開発等に積極的に

支援をしてまいります。

⑤ 観光客誘致に向けた活動の推進について

自然豊かな景観を有する釧路町・厚岸町・浜中町が連携し、厚岸道立自然公園の早期国定公園化に向け、要請活動を展開してまいります。

三町の代表的観光ルートである北太平洋シーサイドライン「岬と花の霧街道」の魅力発信してまいります。また、JR花咲線の旅行ルートについて、道央圏・首都圏を中心にプロモーション活動を展開してまいります。

主な関連予算

町商工会補助	18,000千円
町地域経済活性化促進奨励補助	2,000千円
中小企業特別融資預託金	22,500千円
中小企業特別融資資金利子補給	732千円
町観光協会補助	2,800千円
霧多布岬展望台トイレ改修工事	1,253千円
ルパン三世地域活性化プロジェクト事業	9,847千円
霧多布湿原センター管理運営負担金	28,286千円
産業振興資金貸付金	13,300千円

自然と共生し景観と調和した快適なまちづくり

① 町道の整備等

町道及び橋梁については、生活の安全性や利便性の向上と産業活動の円滑化を図るため、計画的に整備を進めてまいります。

① 町道と橋梁の整備について

霧多布中学校通改良舗装工事、茶内原野西七線道路、新川前浜道路の局部改良工事等、引き続き町道の維持・補修工事を実施してまいります。また、橋梁については、福島橋及び姉別北橋の補修工事を実施してまいります。

② 町道の維持と除雪について

町道の維持と除雪については、安全な道路環境の維持と生活路線の安全確保に努めてまいります。

③ 河川の維持管理について

茶内市街のノコベリベツ川の周辺流域の立木を伐採し、河川の氾濫防止等に努めてまいります。

主な関連予算

町道維持業務委託	45,000千円
町道除雪業務委託	40,000千円
橋梁補修設計委託	10,000千円
町道維持補修工事	62,000千円
中学校通改良舗装工事	21,000千円

② 消防・救急・防災体制

本町は、これまで幾度の大災害に見舞われた教訓を生かし、町民の生命と財産を守るため、今後予想される巨大津波に対し、これまで以上の危機管理体制の確立を図るとともに、豪雨等の自然災害については、実践的な防災対策に努め、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

① 消防・救急体制について

消防救急デジタル無線が整備されたことから、今後更なる消防活動体制の強化

を図ってまいります。また、本年度は第七分団の小型動力ポンプの購入、救助用資機材の整備等を進めることにより、更なる消防防災対策の強化と救急体制の充実に努めてまいります。

② 防災対策について

過去の津波災害や東日本大震災の教訓を踏まえ、避難路の整備等、防災対策の強化を図ってまいります。また、災害時における「自助」・「近助」・「共助」の取組みを進め、町民の防災意識の高揚を図ってまいります。

(1) 避難路の確保と整備

未開通区間の整備により、避難施設「ゆうゆ」までの徒歩による避難を可能とするため、霧多布地区の避難道設置工事を実施いたします。また、その他の避難道については、昨年の基本計画に基づき避難路確保に向け、北海道更には地元自治会との協議を進めてまいります。

(2) 避難施設・避難場所の整備

避難施設や避難場所への誘導看板について、引き続き設置してまいります。また、災害時の情報手段確保のため、避難施設五箇所に災害時優先電話を設置いたします。

(3) 災害備蓄用施設・備品の整備

食料や災害時用備蓄資機材等の充実に努めるとともに、避難施設や避難場所三箇所にコンテナを設置し、分散配備を図ってまいります。

(4)津波避難訓練等の実施

何より命を守ることに、いち早く高い場所へ避難することを軸に、有事を想定し、関係機関との連携による津波避難訓練を実施するとともに、はまなか「津波・気象災害から身を守る」(仮称)講演会を開催することにより、更なる防災意識の高揚を図ってまいります。

また、その他の自然災害に対して迅速な対応が可能となるよう、職員による水防作業訓練等を実施してまいります。

(5)自主防災組織結成の推進について

地域の防災力強化と住みよいまちづくりの観点から、自主防災組織結成の推進を図ってまいります。

(6)防災センターの機能を備えた役場庁舎の整備について

総合的な防災対策の拠点となる防災センターの機能を備えた役場庁舎について、本年度より整備に向けた検討作業を進めてまいります。

主な関連予算

小型動力ポンプ購入(消防)	1,894千円
震災対策装備品購入(消防)	1,966千円
潜水資機材等購入(消防)	1,353千円
災害対策に要する経費	25,009千円

3 交通安全・防犯対策

全国的な交通事故撲滅運動の取組みで、交通事故は年々減少傾向にあるものの、反面、子供や高齢者が犠牲となり尊い命が奪われる悪質な交通事故が増加し

ております。

また、凶悪な犯罪が後を絶たず、子供や高齢者が犯罪に巻き込まれるケースが増えているとともに、巧妙化する詐欺行為も後を絶たず被害者が増加の一途を辿っております。

①交通安全について

本町は二月二十八日現在、交通死亡事故ゼロ一、二七三日を継続中であり、関係機関と協力して、「悲惨な交通事故を起こさない、遭わない」を合言葉に、交通死亡事故ゼロ一、五〇〇日達成に向け、一層の交通安全運動の推進に取り組んでまいります。

②防犯対策について

町民が被害に遭わないよう「北海道犯罪のない安全・安心な地域づくり推進会議」と協働して、町民が安全・安心に暮らせるまちづくりのための啓発活動を重点に、地域安全活動の推進と青少年を犯罪や薬物汚染から守る「青少年の非行防止道民総ぐるみ運動」を支援し、地域住民の防犯意識の高揚を図ってまいります。

4 環境保全・環境衛生

本町の有する豊かな自然は、町民の貴重な財産であり、未来の子ども達に残すため、自然環境の保全を重視したまちづくりを進めてまいります。

①環境対策について

地球温暖化対策における温室効果ガスの削減及び町民の意識啓発に寄与するため、家庭用太陽光発電システムの設置に引き続き支援するとともに、「自然の番人宣言」や「学校版環境ISO」の普及に努めてまいります。

霧多布湿原内のエゾシカによる食害問題について、植生への影響を防止する活動に支援をしてまいります。

また、今後も続くと予想される北海道電力管内の電力需給の不安もあることから、町民の皆様のご理解をいただき、節電に努めてまいります。

②省エネ・再生可能エネルギーの調査・研究について

本町の自然条件や豊富な地域資源の特性を生かした省エネルギーや再生可能エネルギーの導入を通じて、資源等の域内循環やコミュニティの創造等、様々な側面から地域活性化につながる「低炭素地域づくり」を進めるため、町道等の街灯を含めた各公共施設の照明の省エネルギー化に向け、調査・研究を進めてまいります。

また、町内の防犯灯につきましては、自治会と協議しながら、点灯時間の見直しや省エネルギーのための機器更新を環境省等の関係機関の支援を活用できるよう、調査を進めてまいります。

③環境衛生について

大量消費で増え続ける「ごみ」の発生抑制と資源物化は、今後も重要な課題で

あります。

最終処分場に直接持ち込まれるごみの量は、年々増加傾向にあり、それに伴ってごみ処理の経費も増えている状況にあることから、受益と負担の適正を図るため、本年度から処理手数料を見直しいたします。

また、資源物リサイクル活動奨励交付金事業、「生ごみ」堆肥化試験に引き続き取り組むとともに、ごみ分別ガイドブックを改訂し、ごみの減量・リサイクルの促進を図ってまいります。

なお、昨年三月三十一日に廃止した旧じん芥焼却場の解体撤去工事を実施いたします。

主な関連予算

住宅用太陽光発電システム設置事業補助	1,000千円
霧多布湿原エゾシカ対策事業補助	1,000千円
資源物リサイクル活動奨励交付金	3,862千円
旧じん芥焼却場解体事業	117,042千円
清掃事業委託(可燃ごみ焼却)	36,720千円
清掃事業委託(ごみ収集業務)	43,665千円
清掃事業委託(し尿収集業務)	19,845千円
清掃車輛購入	26,763千円
合併処理浄化槽設置補助	3,700千円

5 上・下水道の整備

上水道では安定した水道水の供給を行うとともに、下水道では快適な生活環境の創出と水質保全のため、適正な維持管

理と水洗化率の向上に努めてまいります。また、下水道処理区域外の地域に対しては、合併処理浄化槽設置に向けた普及活動に努めてまいります。

①上水道の整備について

導水施設等の更新を計画的に行い、安定した水道水の供給に向け、今後とも万全を期してまいります。

②下水道の整備について

予定されていた処理区域の全てを網羅したことから、今後、長寿命化計画を策定し、計画的に施設の更新を図るとともに、適正な維持管理に努めてまいります。なお、本年一月末現在における水洗化率は七六・一％となっておりますが、引き続き水洗化率の向上に努めてまいります。

③合併処理浄化槽の整備について

合併処理浄化槽については、自然環境の汚染を防ぎ、環境保全につながることから、その設置に対して支援をしてまいります。

⑥住宅・住環境整備

町営住宅は五五棟二六五戸の維持管理をしておりますが、長寿命化計画に基づいた建替えと補修を進め、快適な住環境の整備を図ってまいります。

①町営住宅新築工事について

霧多布D団地一棟四戸（二階建）の建替え工事を実施いたします。

②老朽住宅解体計画の見直しについて

長寿命化計画と併せて老朽住宅解体計画の見直しを図り、本年度は、三棟一〇戸の解体工事を実施いたします。

主な関連予算

町営住宅補修工事	3,010千円
町営住宅解体工事	3,000千円

健やかで安心して暮らせる福祉のまちづくり

①地域福祉

少子高齢化や核家族化の進展、地域のコミュニティ機能の低下により、共に支えあうネットワークの構築等、高齢者や障がい者が地域社会の中で自立した生活を営み、生きがいを感じながら生活できる環境づくりが必要であります。

①地域で支える基盤整備づくりについて

地域の協力のもと、災害時の要援護者に対する支援を継続するほか、高齢者等見守りネットワークにより、高齢者や障がい者の困りごとを早期に発見し対応できる体制を構築してまいります。

高齢者への世帯や認知症高齢者を支える仕組みづくりとして、北海道との連携により、市民後見人養成講座を実施いたします。

また、地域福祉の中核を担う社会福祉

協議会への支援を継続するほか、民生児童委員等関係機関との連携を強化してまいります。

②高齢者福祉

本町の平成二十五年十二月末の高齢者人口は一、六八〇人で、高齢化率は二六・五％となっております。今後ますます進展することが予想されることから、疾病・介護予防等の高齢者に備えた健康づくりとともに、高齢者を支える福祉や介護サービスを充実させることが必要となっております。

また、本年度は、「第五期介護保険事業計画」の最終年度にあたるため、高齢者のニーズ調査を実施し、平成二十七年から平成二十九年までの「第六期介護保険事業計画」を策定いたします。

①福祉サービスについて

T字ステッキ、敬老バス回数券の無料配布や福祉用具の貸出しをはじめ、寝たきり老人等紙おむつ購入助成事業や在宅重度障がい者等福祉介護手当、認知症高齢者介護手当を継続するほか、除雪サービスや自立生活支援事業・移送サービス等の福祉サービスを充実し、高齢者の暮らしを支援してまいります。

②健康づくりと介護予防について

高齢者の健康づくりでは、七十五歳以上後期高齢者の健康診断の無料化や地域における介護予防教室を継続するほか、新たに六十五歳以上の五歳刻みの年齢層に高齢者肺炎球菌予防接種を実施いたし

ます。

また、運動機能の低下した方を対象とした介護予防通所事業を引き続き実施してまいります。

③介護保険制度とサービスの充実について

介護サービス提供のため、特別養護老人ホーム「ハイツ野いちご」のデイサービス事業や居宅介護支援事業所へ引き続き支援をしてまいります。また、新たに社会福祉協議会に開設される居宅介護支援事業所への支援を開始し、訪問介護事業所においては社会福祉協議会での事業の拡大に伴い、町訪問介護事業所を廃止いたします。



③障がい者（児）福祉

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある方が住み慣れた地域で必要な支援を受けることができるよう、障がい福祉サービスの充実が求められております。本年度は障がい福祉計画の見直しの年であることから、ニーズ調査を

実施し、平成二十七年から平成二十九年までの「第四期障がい福祉計画」を策定いたします。

①日常生活支援について

多様化・高度化する福祉ニーズを踏まえ、障がい者総合支援法に基づき、施設サービスや居宅サービス等の適切なサービスを総合的に提供できる体制の構築を図ってまいります。

地域活動支援センターの通所者や人工透析患者の厚岸町立病院への移送は、社会福祉協議会に委託を継続するとともに、「厚岸町発達支援センター」への通所交通費助成、「浜中サテライト事業」についても継続して実施してまいります。

②社会参加の促進について

子どもと高齢者、障がい者の交流を図る「共生型サロン事業」、特定疾患患者及び精神障がい者の通院交通費助成を継続して実施し、社会参加を促進してまいります。

4子育て支援・児童福祉

本年度は、「後期次世代育成支援計画」の最終年度にあたり、その評価を行うとともに、次代を担う子どもが安心・安全な環境で健やかに生まれ育てられるよう、子育て支援の充実を図るため、新たに平成二十七年から平成三十一年度までの「子ども子育て支援計画」を策定いたします。

保育所においては、就労家庭の保護者への支援並びに子育てニーズに応えるべ

く、子ども一人ひとりを大切に、個々の育ちに配慮した保育に努めてまいります。

①子育て支援体制と母子保健について

子育て支援センターにおいて保育所入所前の親子を対象に「あそびのひろば」を継続し、親子での遊びの場の提供と育児不安への相談支援に努めてまいります。

また、妊婦健診の助成、乳幼児健診、子育てサロン等の母子保健事業の継続実施により、子どもを安心して産み育てる環境づくりに努めてまいります。更には、妊婦への無料歯科健診の継続と、学童期の歯科疾患予防のためのフッ素洗口事業を拡大実施し、妊娠期・乳幼児期・学童期を通じた歯科疾患予防対策を強化してまいります。

②保育所の運営等について

保育所については、常設二箇所とへき地四箇所で引き続き運営をしてまいります。子どもの個々の育ちに配慮した保育を行うよう、研修と研鑽を重ねながら更なる保育の質の向上を目指すとともに、保護者に対する支援及び地域との連携を図ってまいります。

また、本年度、霧多布保育所の耐震診断を実施するとともに、子どもにとっての遊びと生活の場である保育環境の整備に努めてまいります。

③児童健全育成と子育て環境づくりについて

消費税引き上げによる子育て世帯への影響を緩和するため、本年度、国より支

給される「子育て世帯臨時特例給付金」と、従来からの児童手当により、子育て家庭に対して支援をしてまいります。

また、放課後児童クラブを引き続き開設し、子育て環境の充実に努めてまいります。

5母子・父子・低所得者福祉

母子家庭や父子家庭等のひとり親世帯は増加傾向にあり、育児や仕事、生活上の不安を抱えております。また、低所得世帯についても、民生・児童委員をはじめとした関係機関との連携による相談体制の強化と総合的な支援が必要となっております。

①生活支援について

高齢者や障がい者、ひとり親世帯の低所得者を対象とした福祉灯油購入助成を継続するとともに、本年度、国より支給される「臨時福祉給付金」により、消費税の増税による低所得世帯への影響緩和を図ってまいります。

6医療体制の整備

地域医療を取り巻く環境は依然厳しいものがありますが、医療環境の充実は、安心して生活するための重要な課題であります。

①地域医療の充実について

二十四時間電話医療相談の実施や命のバトンの普及啓発のほか、診療所の基本理念に基づいた地域医療サービスの提供と積極的な情報発信を行うとともに、診療所や消防署との連携による「浜中町地

域医療連携会議」を継続し、総合的な医療体制の整備を図ってまいります。

また、医療サービスの向上と医療を安心して受けられる環境を整備するために医療機器の更新を行うとともに、浜中歯科診療所の改修工事を実施いたします。

7保健・健康づくりの推進

健康でいきいきと暮らせることは全ての町民の願いです。生活習慣病予防のための健康づくりに関する情報の普及啓発や、予防接種等の疾病予防対策の充実が求められております。

①保健予防対策について

小児の感染症予防のため、新たに水ぼうそうの予防接種を定期接種として開始するほか、麻しん・風しん等の従来からの定期接種についても、引き続き全て無料で実施してまいります。

大きな健康被害と社会的影響が懸念されている新型インフルエンザの大流行を防止するため、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定いたします。

②健康づくりについて

町民の健康課題に基づき、「第二次健康はまなか21計画」を策定し、健康増進事業を総合的に推進してまいります。

小児期から生活習慣病健診等の予防対策を継続するとともに、各種がん検診や特定健康診査では、受診券の発行により受診率の向上を図り、町民の健康づくりに努めてまいります。

③乳幼児等医療費の助成について

乳幼児等医療費の助成は、少子化対策の一環として関連する重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費助成を含め、完全無料化により、引き続き対象者の医療費負担の軽減と子育て支援に努めてまいります。

④国民健康保険事業等について

国民健康保険は、医療費の抑制を図る保健事業の推進を図りながら、健全な事業運営に努めてまいります。

本年度、いくつかの制度改正が予定されており、国保税では、中間所得層の負担を軽減するため、三年ぶりに課税限度額が引き上げられます。

また、低所得者に対する国保税の軽減措置として、対象者の拡充が図られる予定となっております。

次に、一割負担に据え置かれている七十歳から七十四歳の被保険者の一部負担割合を、新たに本年度七十歳になる人から段階的に法定の二割負担に戻す予定となっております。

後期高齢者医療は、本年度、保険料の見直し年にあたり、北海道後期高齢者医療広域連合では、財政安定化基金の活用や剰余金を使い、現行保険料率の伸びを極力抑えたいとしております。

なお、中間所得層の負担を軽減するため、賦課限度額を二万円引き上げる予定ですが、現行制度についての理解を求め、保険料の収納等、的確な事務の執行に努めてまいります。

主な関連予算

社会福祉協議会補助	35,800千円
臨時福祉給付金交付事業	17,782千円
地域活動支援センター等運営委託	6,000千円
浜中町障がい福祉計画作成委託	2,586千円
重度心身障がい者、ひとり親家庭、乳幼児等医療費扶助	42,872千円
デイサービス事業補助	15,448千円
社会福祉法人浜中福祉会補助	26,869千円
高齢者在宅生活支援事業委託	10,366千円
子育て世帯臨時特例給付金交付事業	9,512千円
保育所施設耐震診断業務委託（霧多布保育所）	2,463千円
電話健康医療相談事業委託	1,376千円
浜中歯科診療所改修工事	14,040千円
医療機器購入（浜中診療所、茶内歯科診療所）	7,092千円

地域とともに歩むまちづくり

①町民と協働によるまちづくり

地域と行政による協働のまちづくりを進めるため、自治会やNPO法人をはじめ、関係団体との密接な連携を図ってまいります。

①町民参加について

町民と行政が互いに協力し知恵を出し合い、意見・提言を協働のまちづくりに取り入れていくことを目的とした「まちづくり懇談会」を、町内に二八ある全自治会を対象に開催してまいります。

②広報、広聴活動の充実について

本町における各種行事やその他の情報を「広報はまなか」やホームページで発信するとともに、防災行政無線の有効活

用を図り、広く町内外に提供してまいります。

また、インターネット等を通じ、行政に届けられる町民の意見や要望をしつかりと把握し、適切な対応に努めてまいります。

②コミュニティ活動及びびんづくり事業の推進

地域活動の活性化を図るため、地域コミュニティ活動の拠点となる公共施設等の整備を図るとともに、町民の自主的・自発的な活動を支援してまいります。

また、人材育成はまちづくりの基本であり、人づくり基金を活用した「人づくり事業」に積極的に取り組んでまいります。

①地域振興補助について

地域や各団体が自主的に実施している街灯等の施設整備や環境美化活動、まちおこしのためのイベント等に対し、地域振興補助により継続して支援をしてまいります。

②人づくり事業について

後継者の確保と将来を担う人材育成を図り、その成果を今後の地域おこしや産業振興面等での実践に結び付けていくことをねらいとした「人づくり事業」を継続して実施してまいります。

③コミュニティ活動の拠点施設の整備について

姉別農村環境改善センターと茶内コミュニティセンターの補修を行うとともに、奔幌戸ふれあい館の備品整備を進め

てまいります。

③生活交通路線の維持について

現在、民間事業者が運行するバス路線については、大幅な利用者の減少に加え、燃油の高騰等により経営環境は厳しさを増しておりますが、通学や通院等に重要な路線として維持する必要があります。

また、高齢者等、自ら移動手段を持たない町民のために、公共交通の確保が必要であります。

①地方バス路線の維持及び公共交通の確保について

民間事業者が運行するバス路線を維持するため、引き続き助成により支援してまいります。また、町内巡回バスについては、引き続き民間委託により運行してまいります。

④健全な財政運営の推進

本町の財政は、財源の多くを地方交付税や国・道からの補助金等に依存しており、国の動向によって大きな影響を受けかねない状況であります。近年、行政に対する町民ニーズの多様化や高度化、少子高齢化は、行政経費や社会保障費を増加させる傾向にあります。また、人口減少や地域経済の低迷により自主財源が縮小傾向にある等、本町の財政は、依然として厳しい環境となっております。

このようなか、平成二十六年年度の国の予算案では、地方交付税が昨年度に引き続き減額されておりますが、本町の平成二十六年年度予算は、「地域を支え

る地場産業の振興」に力を注いだ予算組みとし、併せて老朽化が著しい公共施設の補修及び消費税率の改正に伴う負担増等から、昨年度対比二・九%増の六三億二、九四二万八千円とし、歳出に見合う財源不足に対しては、財政調整基金五、〇〇〇万円を取り崩すことにより対応させていただきました。また、町税につきましては、昨年の農・漁業の状況を受け、若干の増加を見込んでおります。

①効果的、計画的な財政運営について

行政改革大綱を基調とした財政再建プランに基づき、効果的、計画的な財政運営を進めてまいります。

地方債の発行につきましては、事業を厳選し、補助金等も活用しながらもっとも有利な方法を選択し、町債残高の圧縮と実質公債費比率の改善を図ってまいります。

なお、事業については、「第五期浜中町新しいまちづくり総合計画」との整合性を図り、時機に応じた緊急性の高いものから優先的に実施してまいります。

②課税の適正化と納税の推進について

三年毎の評価替えによる公正な課税に努めます。また、納税者との納税相談を重ね納税意識の高揚を図るとともに、釧路・根室広域地方税滞納整理機構と連携し、町税の収納率向上に取り組んでまいります。

Ⅲ広域行政の推進

時代の変化に伴い、町民の経済活動の

広域化とニーズの多様化に対応する質の高いサービスを提供するため、広域的視点に立ったまちづくりが求められます。物産等を通じた経済的交流や市町村間のネットワークづくりを進めてまいります。

①管内市町村等との連携強化について

釧路地域活性化協議会が中心となって実施している「オータムフェスト」、北海道横断自動車道（本別～釧路間）の開通に向け、くしろ地域の魅力を発信する「ウェルカム道東道オールくしろ魅力発信事業」、環境を守ることを目的とした「自然の番人宣言」について、管内市町村との連携による活動を展開してまいります。

また、釧路市と締結しております「釧路市・浜中町定住自立圏形成協定」に基づき、釧路圏域に定住する住民が安心・安全に生活できる地域形成を推進するため、定住自立圏共生ビジョンに基づいた施策について、圏域の市町村と連携を図ってまいります。

Ⅱ行政改革と執行体制

デフレ脱却を目指したアベノミクス効果に期待が寄せられておりますが、地方においては、未だ変わらぬ状況にあります。社会環境の変化や住民ニーズに迅速かつ的確に対応すべく、昨年、機構改革を行い、更には、職員研修や意識改革に努めてまいりました。

本町の行政改革については、平成二十三年度に策定した「第六次行政改革大綱」が最終年度を迎えます。これを継

承し、本町の新たな行政改革の指針として、平成二十七年から平成二十九年までの「第七次行政改革大綱」を策定いたします。

平成二十七年から導入される社会保険・税番号制度のシステム改修等、本年度より準備作業に着手しますが、近年、急速に発達したインターネット等の普及で事務処理の迅速化が一層求められている現状に加え、事務事業の移譲により市町村の業務が増加傾向にあることから、職員の知恵を結集し最大の効果が得られるよう、引き続き効率的な事務執行に努めてまいります。

主な関連予算

公の集会施設改修工事	67,525千円
地域振興事業補助	2,560千円
人づくり事業補助	2,240千円
巡回バス運行委託	4,339千円
地方バス路線維持対策補助	19,405千円

むすび

地方分権時代の中、多くの地方自治体におきましては、急速な少子高齢化や人口流出による生産年齢層の減少、地域における過疎化

の進展、日常生活圏の拡大の影響等、様々な変化が並行して進んでおり、取り巻く情勢は大変厳しいものがございます。

こうした潮流を踏まえ、地方自治体が多様化・高度化する住民ニーズと幅広い行政課題に対応するためには、きめ細かく迅速で、より効率的な行政運営と施策の推進が求められております。

本町は、農業と漁業を基幹とする典型的な第一次産業のまちであり、厳しい時代を切り拓いてこられた先人の思いが引き継がれ、今日の発展に至っております。

生命支える大地と海、その恩恵により育まれた農業と漁業を、次代を担う世代に引き継ぐとともに、町民一人ひとりの大切な命をしっかりと守っていくこと、これが私の最大の責務であります。

今後も、町民の皆様との協働によるまちづくりを進めることを基本に、地域と産業が潤い、だれもが誇れる希望に満ちた浜中町の創造に全力を尽くしてまいります。

町民の皆様、議員の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願ひ申し上げます。



教育長 内村 定之

オリンピック開催を東日本大震災で大きなダメージを受けた我が国の活性化のためにという強い使命感は、まさに今日求める「生きる力」を兼ね備えたモデルそのものであります。

本町においては、教育目標「ふるさと浜中に生き 豊かな町を拓き 創造する人づくり」の理念のもと、未来を担う子どもたちが自己実現に向かって生き生きと学び、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む学校教育の充実と、幼児から高齢者まで広く参加でき、家庭や地域の教育力を高め、町民生活に潤い活力を生み出す社会教育の発展を柱とした教育行政を積極的に展開してまいります。

力低位層が多いなどの課題が見られます。

本町では、充実した学びの場を創造し、子ども一人ひとりの可能性の実現に向けて、五つの重点について取り組んでまいります。

■確かな学力を育む教育の推進

確かな学力の定着には、学力の要素である基礎的・基本的な知識や技能の習得と、それらを活用する力の育成、さらには学習に取り組む意欲を養うことが重要であります。子どもたちが自ら学習に向かい、学ぶ楽しさを実感しながら、主体的に課題を解決しようとする態度を身につけ、自立して生きていくことができるよう、確かな学力の定着に取り組んでまいります。

**「生きる力」を育む
学校教育の充実**

小・中学校に引き続き、昨年度は高等学校においても、新学習指導要領が完全実施されております。新学習指導要領では、変化の激しいこれからの社会を生きるために、「生きる力」である「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育てることが大切にされておりますが、その内容が、子どもたちに定着しているか検証する時期になっております。

過去数年間における国の調査からは、本町の子どもたちの学力・体力はここ数年全国との差が縮んでいるものの、二極化が進み、特に学力の面においては、学

① **確かな学力の定着を図る学習指導の充実**
基礎的・基本的な知識や技能の習得と、思考力・判断力・表現力を継続的に育成するために、各学校の実態に即したシンプルで実効性のある授業改善に向けての取り組みを積極的に推進し、学校教育指導を通してその充実を図るとともに、研究指定校による実践研究を支援するなど、町内教育のレベルアップに努めてまいります。

また、子どもの学習状況を的確に把握し、実態に応じた計画的な指導と、その有効性を毎年検証し、個に応じた学習指導の改善を九年間継続することにより、子どもの能力を最大限に伸ばすことが期待できることから、小学校一年生から中

昨年、五十六年ぶりの夏季五輪・パラリンピックが東京で開催されることが決定しました。前回一九六四年の東京オリンピックは、我が国の人口が増加する中で祭典でありましたが、二〇二〇年は更なる少子・高齢化、地域の過疎化が予想されます。そして、知識基盤社会化、グローバル化が急速に進展する中で祭典となりますことから、日本社会の活性化が重大なテーマとなることが予想されます。

本町においても、急速な少子・高齢化、基幹産業である農・漁業における将来への不安など数多くの課題を抱えております。

しかし、むしろこのような状況にあるからこそ、その解決に向けて、町民や子どもたちに「生きる力を育むこと」の大切さを訴え、理解していただき、様々なレベルの困難に直面しても、希望を捨ててしまうのではなく、前向きに努力しながら生きていく意欲と方法的な知恵を身につけた、地域社会の将来を切り拓く人材を育むことが重要であります。

東京オリンピックの招致に向けて活躍したパラリンピック三大大会連続出場の佐藤真海さんは、自分の病気をスポーツによって乗り越え、困難にもめげず、笑顔の中に、また起きあがる精神的な強さ、たゆまぬ努力、そして何よりも東京での

学校二年生を対象に学力検査を継続してまいります。

あわせて、学校が地域や家庭と一体となり確かな学力の定着を図るために、従前と同様な形で全国学力学習状況調査並びに町内学力検査の結果を学校単位ではなく、町全体の傾向として公表し、学校と家庭が共に課題や成果を共有することに努めてまいります。

さらに、放課後の学習や長期休業中のサポート学習を継続的に進めてまいります。特に、スクールバスを運行している学校区においては、長期休業中に数日間スクールバスを運行するなど、学校のサポート学習を支援してまいります。

なお、多人数で複式学級を編成している小学校や学級規模の大きな中学校においては、学習支援員を配置し、日常の授業において、学習理解を促すように学習支援を推進してまいります。

② 学習習慣の確立

子どもたちが意欲的に学習に取り組むためには、学校における生活習慣や学習習慣を適切に指導し、定着を図るとともに、朝食や睡眠時間の確保をはじめ、学習の用意や家庭学習の定着、読書の励行などの、学習習慣の確立や「早寝、早起き、朝ごはん」を基本とした生活習慣の定着を家庭や地域、校種間の連携を生かし、一層推進してまいります。

③ 外国語教育の推進

小学校において外国語活動が必修とな

り、主に英語の発音に慣れ親しみ、異文化理解やコミュニケーション能力の素地を育成することが求められています。町内在住の外国人を外国語活動指導助手として、すべての小学校に毎週一日派遣し、担任教師との協力による外国語活動の充実を図ってまいります。

また、外国語指導助手は、英会話能力と国際感覚の育成を目的に、中学校と高等学校に派遣し、英語教師との共同による授業の充実を図ります。

さらに、学校の夏季及び冬季休業中には、町内すべての保育所の子どもと英語を用いた交流を行うなど、幼児期から高等学校における外国語教育の充実を推進してまいります。

④ 特別支援教育の充実

すべての子どもを対象とした特別支援教育は、各学校で適切に行うことが求められることから、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の整備と、教室環境や施設設備の充実、生活支援員の配置など、一人ひとりの教育ニーズに応じたきめ細かい指導の実現を推進してまいります。

また、浜中町子ども発達支援センターや就学指導委員会、児童相談所、釧路教育局など関係機関との連携を深め、協議会や研修会を開催し、地域における特別支援教育の充実に努めてまいります。

⑤ 教職員の指導力の向上

子どもや保護者に信頼される教職員の

資質能力の向上は、重要な責務であり、教育公務員としての使命感や倫理観を醸成し、子ども理解を基本とした主体性や創造性を育む授業の実践など、教えるプロとしての自覚と指導力の向上を推進してまいります。

また、経験に応じた目標の設定や各種研修会などへの参加促進、教育研究所の活動と連携しながらICT（情報通信技術）を活用した教員研修や、指導力の向上のための研修会を町内で開催するなど、教職員の指導力の向上に積極的に取り組んでまいります。

さらに、子どもへの体罰など教職員の不祥事防止に向けた研修会を開催し、職務規律の厳正保持に努めてまいります。

⑥ 保護者の負担軽減

勉学意欲があっても、経済的な理由がもとで、学校生活に支障を来したり、進学をためらったりすることがあつてはなりません。教育における機会均等を保障し、格差なくだれもが安心して学べる教育環境をめざし、就学奨励や就学支援の充実に向け、本年度から、遠距離通学の児童・生徒に対して新たな助成をするなど、更なる充実に努めてまいります。

2 豊かな心を育む教育の推進

全国的にいじめの事件報道が後を絶たないなど、子どもを取り巻く厳しい問題状況が深刻化しています。子どもたちが、互いに尊重し、共に支え合いながら社会の一員として成長するために、道徳性や

規範意識など、豊かな心を育む教育の充実を推進してまいります。

① 道徳教育の充実

子どもたちが社会の一員として成長していくためには、道徳的な価値を理解し、主体的に判断し、行動しようとする道徳的実践力を育成する道徳授業の充実が重要であります。

子どもにとって身近な事柄と価値項目との関連を図ったり、体験活動を取り入れ、新「心のノート」を活用し、指導の充実を図るとともに、特別活動や学校行事を道徳的実践の場として活用するなど、学校教育全体を通じた道徳教育の充実を推進してまいります。

また、保護者や地域の方々との意識の共有や連携が図られるよう、道徳授業の公開や取り組みの発信が各学校において積極的に行われるよう推進してまいります。

② 読書活動の充実

確かな学力の定着と豊かな心の育成のためには、知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤である言葉の力や育て、感性や創造力を育む読書活動は極めて重要であります。

朝の読書活動や授業と関連を図った読書指導の充実を図るとともに、日常生活から本に親しむ読書習慣の定着を、保護者や総合文化センター図書室との連携により推進してまいります。

③ 特色ある体験活動の推進

自然体験やボランティアなどの体験活

動は、様々な出会いを通して、自己の存在意義や地域のよさを自覚するなど、子どもの社会参加に向けた貴重な経験となることから、学校や地域の特色を生かした体験活動を積極的に推進してまいります。

各学校で実施している自然体験学習は、霧多布湿原トラスト職員の指導を受けるなど、体験型で多彩な素晴らしい学習内容であることから、小・中・高等学校で系統的に行われるよう支援してまいります。

また、職業体験学習は、働くことを通して、子どもたちの勤労観や職業観が育成されることから、社会的・職業的自立に向けた基盤の育成の支援に努めてまいります。

④生徒指導の充実

子どもたちが、自分の個性を伸ばし、将来の目標に向かって充実した生活を送ることができるよう、望ましい行動の仕方を導く積極的な生徒指導を推進してまいります。

集団の中の意識や行動を把握するアンケート（Q-U）を実施し、様々な問題に向き合い、悩みや不安を乗り越えて、自己実現に向けて努力する学級集団づくりに向け、教育相談の充実や家庭との連携を推進してまいります。

いじめの問題につきましては、学校で策定した「いじめ防止基本方針」を基盤に、学校が組織として、「いじめは絶対に許されない行為」という認識を浸透さ

せ、いじめ根絶に向けた一学校一運動を継続して展開するとともに、いじめに関する実態把握アンケートを一齐に実施し、いじめの未然防止に向けた組織的な対応を適切に実現してまいります。

また、いじめ問題や登校拒否などの問題行動に対処するため、本年度も継続して二名の心の教室相談員を小・中学校に配置し、相談事業を日常化してまいります。

さらに、釧路教育局、地域の健全育成協議会や生徒指導連絡協議会などと連携し、地域ぐるみによる子どもの健全育成を推進してまいります。

なお、今後増加が予想されるネットトラブルによるいじめ、不登校児への対策のために、本町へのスクールカウンセラーの配置に向けた取り組みを進めてまいります。

⑤校種間連携の推進

不登校や非行のきっかけは、環境の変化が大きな要因となっていることが明らかになっています。

本町のすべての学校と保育所が、同じ地域の教育機関であるという認識に立ち、子ども理解はもとより、子ども同士の交流の場を広げ、子どもへの指導が継続的に行われる校種間連携を積極的に推進してまいります。

義務教育である小学校と中学校においては、子どもの実態交流や授業交流、出前授業や授業研究などを協力して行い、九年間にわたる指導の充実を推進してま

まいります。

また、教育研究所の研究活動や生徒指導、授業や部活動などにおいて、高等学校との連携も発展させてまいります。

さらに、保育所と小学校においても、子ども同士の交流の場を広げたり、教職員間の連携を密に行うなど、円滑な校種間の接続を推進してまいります。

⑥環境教育の推進

環境について地球規模で考え、地域の自然や生活との関連を図り、家庭や学校でできることを見出し、主体的な実践につながる環境教育の推進に努めてまいります。

環境について考え、学校ぐるみで行動する「学校版環境ISO」やごみのポイ捨ての撲滅ときれいなまちづくりへの参加を宣言する「自然の番人宣言」は、小・中・高等学校のすべてで認定を受けており、自然愛護や日常生活と関連を図った環境教育の一層の充実を推進してまいります。

③健康・安全教育の推進

健康は生きる上で最も大切なものであり、生涯にわたって、心身ともに健康に過ごすためには、体の成長や体力の向上に加え、望ましい生活習慣の確立が不可欠であります。

子どもたちの健康の保持・増進や体力・運動能力の向上を図る健康教育を推進するとともに、いかなる時にも冷静に判断し、適切な行動を行うための安全教育

を一層推進してまいります。

①防災教育の充実と危機管理体制の整備
いつ起きるか分からない不測の事態を想定し、予め組織的な行動マニュアルを作成し、計画的に学習や訓練を行う危機管理体制の整備は、重要な施策であります。

火災や地震に加え、大津波警報を想定した避難体制を根本的に見直し、すべての子どものかけがえのない命を守るため、警報発表と同時に速やかに高台や避難バスへ向かう避難体制を確立してまいります。

また、あらゆる視点から各学校の安全に向けた対応を図るために、共同避難訓練を通して、防災意識の向上に努めてまいります。

さらに、子どもたちの通学時の安全対策などは、学校と家庭と地域や警察署などの関係機関と連携しながら、取り組むとともに、自分の身は自分で守ることができる子どもを育成するための安全教育の指導計画を整備推進してまいります。

②体力向上に向けた取り組みの充実

子どもたちの運動不足や体力の低下が問題となる中、各学校における体育の授業の充実や体力向上に向けた取り組み、家庭や地域と連携した生活習慣や運動習慣の改善を図る指導など、子どもの体力向上に向けた取り組みを推進してまいります。

また、体力・運動能力、運動習慣等調査を継続し、実態把握を踏まえた運動習

慣の改善や体力向上に向けた取り組みを、学校、家庭、地域との連携により推進してまいります。

③食の理解と望ましい食習慣の定着

子どもたちが、日々健康で生き生きとした生活を送るために、給食と関連を図った食育指導や栄養教諭による食に関する指導を積極的に実施し、食に関する正しい理解と望ましい食習慣の確立を推進してまいります。

また、給食を通して地域の食文化を学び、「ふるさと浜中」の素晴らしさを認識するとともに、自然の恩恵や生産に携わる人々に感謝する心、地産地消の大切さなどを理解することができるよう、「地場産食材提供費」を計上し、学校給食への地場産の食材の提供を継続してまいります。

④保健指導の充実

心身の発達や、病気やけがの予防、性に関する指導や、薬物乱用防止など、保健に関する指導は極めて重要であり、学校における指導計画の整備とともに、学校医や学校薬剤師、保健師や歯科衛生士、学校保健協議会や警察署などの関係機関と連携を図った保健指導の充実を推進してまいります。

4霧多布高等学校の教育の充実

地域の期待に応える町立高校として「国際理解」、「郷土・環境学習」、「資格取得」、「自己実現」の四つを柱に、教育活動の充実を推進してまいります。

また、三〇人学級による少人数指導や習熟度別授業、コース別授業、チームティーチングによる、個に応じたきめ細かい学習指導や生徒指導、進路指導の充実など、学校機能の一層の拡充を図ってまいります。

①学力向上や豊かな心の醸成

学力の向上を図る上で、重要な要素である生徒の言語活動を充実させるため、読書環境を整備してまいります。

また、「浜中学」の学習により、郷土に対する理解を深め、主体的に地域の課題を探索するとともに、その習得したことを情報発信できる能力などを身につけることにより、地域の発展に貢献し、郷土愛の醸成に努めてまいります。

②キャリア教育の推進と進路指導の充実

社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性や持ち味を最大限に発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てるキャリア教育の推進とともに、進学や就職など個々の進路希望に応じた進路指導の充実を図ってまいります。

また、進学先はもとより、町内事業所のご協力の下、就学体験学習の充実を図るとともに、ハローワークとも連携し就職先の開拓を推進してまいります。

③地域に根ざした人材の育成

一年次から三年次までの三カ年を見通した、地域研究や郷土の自然を学ぶ学校設定科目や選択科目を設置するとともに

に、高品質な地元産品を使用した加工体験学習や植樹祭、湿原クリーン作戦への参加など、地域の素材、人材を活用し、地域に密着した教育活動の推進と地域に根ざした人材の育成に取り組んでまいります。

④国内及び海外派遣

国内産業や環境に目を向け、視察を行う「国内研修派遣事業」や、世界の文化や生活に目を向け、海外で交流を行う「海外交流派遣事業」は、生徒の視野を広げ、その後の学習に成果をあげていることから、継続して実施してまいります。

⑤保護者の負担軽減

路線バスを利用している遠距離通学者に対する通学補助につきましては、全額補助を継続実施し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

また、在学生の生涯にわたるスキルアップ（各種検定・資格取得による、専門的な技能・技術向上）を図り、進学・就職先で役立てるため、各種検定の受験費用につきましても、継続して全額補助を実施してまいります。

5学校関連施設・設備の整備

子どもが生き生きと安心して学校生活を過ごすためには、学習環境の整備と経済的な支援が重要であり、学校関連施設・設備の整備とともに保護者の負担軽減に努めてまいります。

①学校施設等の充実

学校施設は、児童・生徒にとって大切

な学習・生活の場であるとともに、町民にとっては災害発生時の避難場所となり、防災拠点としての役割を担っています。

その学校施設の安全性を確保するため、霧多布中学校の校舎・屋内運動場については、繰越事業で補強工事を実施いたします。

②スクールバスの運行

児童・生徒の通学の安全確保につきましては、学校、家庭と連携を図り、安心して通学できるように、新たなスクールバスの運用を実施するほか、高校のスクールバスについては更新してまいります。

また、小・中学校の運行にあたっては、「人命を預かる輸送を行う」という性格上、高い運転技術の確保、安全教育、接遇教育とあわせ、運転手の適正な労務管理が求められることから、民間事業者へ業務委託を継続してまいります。

③給食センターの整備

浜中町の子ども達は、昭和五十五年の学校給食センター開設以来、今日まで三十年以上にわたり給食センターで調理する給食により「食育」を学んできました。しかし、現在給食センターは老朽化が進み、施設・設備上の課題が多くみられることから、新しい給食センター建設に向けての具体的な建設計画の策定を進めるとともに、現状施設などの補修を行いながら、衛生管理を徹底し、安全で安心な給食の提供に努めてまいります。

④小中学校の適正配置

学校の適正配置につきましては、これまで児童・生徒数を基準とする「小中学校適正配置に係る基本方針」によるほか、施設の耐震問題といった観点などから該当する学校の保護者や地域との協議を進めてまいりました。

また、防災面における適正配置では、昨年度、見識者からの意見を伺い、安全安心な場所への移転を望む意見が出されたところではありますが、今後さらに教育関係者などから現実的な視点での意見調査を行い、将来に向けた学校の配置についての方向性を見い出すよう進めてまいります。

さらに、閉校した学校施設の利活用につきましてはは、地域の意向を踏まえながら、町ホームページなどでの情報発信や様々な可能性を模索してまいります。

町民生活に潤いと活力を生み出す社会教育の充実

今日の激しい社会環境の変化や人々の価値観や行動様式の多様化の中で、町民が個性や能力を活かし、生涯を通して健康で、心身ともに充実し、心豊かな社会生活を送るために、多くの学習の機会を提供していくことで、一人ひとりが自分にあった学習に取り組むため、「第五期浜中町新しいまちづくり総合計画」及び浜中町の教育目標に基づく「第六期浜中町社会教育中期計画」により町民に対する社会教育行政を進めてまいります。

幼児から高齢者までが、「いつでも、どこでも、なんでも」各時期に応じた方法により主体的に学び、町民生活に潤いと活力を生み出す社会教育の充実を推進するにあたり、五つの重点に取り組んでまいります。

1 家庭教育への支援

家庭教育では、親子が健やかに成長するための「親子ふれあい学級」や「子育てセミナー」を開催するほか、「ブックスタート事業」を継続し、絵本を通して親子のひとときを大切にし、信頼関係や絆を深める家庭教育の向上を福祉保健課との連携により進めてまいります。

2 青少年の教育支援

次代を担う青少年教育では、成長が著しく見られる児童・生徒を対象とした「少年少女国内派遣事業」や「中・高校生ボランティアリーダー養成講座」など体験的な学習機会の提供による青少年の育成に努めるとともに、「少年と高齢者とのふれあい促進事業」をはじめ各種講座や教室を開催し、行政や老人クラブ、PTAなど関係機関・団体のほか、地域指導者の協力により社会全体で青少年の教育支援活動を進めてまいります。

3 芸術・文化の振興

本年度、釧路管内道民芸術祭を開催するほか各種の鑑賞会を提供し、地域に根ざした文化の振興を図るとともに、文化財の保護、エトピリカの保護増殖への取り組みを継続して進めるほか、開拓資料

の整理などにも努めてまいります。

また、日ごろの文化活動の成果に伴い全道・全国規模の大会へ出場する個人・団体に対し「文化振興助成条例」により文化活動の支援に努めてまいります。

4 社会体育の振興

町民が健康で明るく、豊かな生活を営むためにスポーツ活動が果たす役割は大きく、子どもから高齢者までが気軽にスポーツに親しめる「町民皆「スポーツ」の実現に努めるとともに、各種教室や大会開催を継続し、協調性やリーダーシップを培う少年団活動の育成支援を推進してまいります。

また、スポーツ活動の成果に伴い全道・全国大会へ出場する個人・団体への助成支援を充実し、スポーツへの参加意欲と生活習慣化を図ってまいります。

5 社会教育施設やスポーツ施設の整備

学習活動の中核施設である総合文化センターでは、図書室利用の促進を図るほか、施設整備として、大ホール天井の耐震工事を進め、施設機能の充実に努めてまいります。

また、大規模運動公園を中心とするスポーツ施設では、各施設の設備・機能の適正な管理・運営に努めてまいります。

むすび

以上、平成二十六年年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。教育における様々な課題が山積している中、「生涯学び続ける町民の育成」という目的達成に向けて、教育委員会として最善の努力をしてまいります。

主な関連予算

学校施設改修工事実施設計委託（小学校）	1,520千円
学校施設改修工事実施設計委託（中学校）	2,433千円
校舎等補修工事（高等学校）	9,970千円
スクールバス購入（高等学校）	8,000千円
教育用パソコン購入（高等学校）	8,723千円
総合文化センター改修工事	48,600千円
学校給食センター基本設計委託	4,860千円



平成26年度当初予算

町民と行政との協働のまちづくりに使われます

一般会計予算額 63億2,942万8千円

歳入内訳比較

(単位：千円)

	平成26年度	平成25年度	比較
町税	641,117	625,745	15,372
地方譲与税	122,300	126,800	△ 4,500
利子割交付金	1,700	1,800	△ 100
配当割交付金	800	400	400
株式等譲渡所得割交付金	100	100	0
地方消費税交付金	104,800	62,900	41,900
自動車取得税交付金	26,000	14,300	11,700
国有提供施設等所在市町村助成交付金	800	1,600	△ 800
地方特例交付金	1,200	3,600	△ 2,400
地方交付税	3,490,000	3,300,000	190,000
交通安全対策特別交付金	1,300	1,300	0
分担金及び負担金	58,041	79,052	△ 21,011
使用料及び手数料	204,325	196,248	8,077
国庫支出金	345,607	315,565	30,042
道支出金	341,685	337,352	4,333
財産収入	34,794	36,200	△ 1,406
寄附金	3,030	3,030	0
繰入金	58,040	276,078	△ 218,038
繰越金	10	10	0
諸収入	144,052	129,332	14,720
町債	749,727	641,080	108,647
歳入合計	6,329,428	6,152,492	176,936

歳出内訳比較

(単位：千円)

	平成26年度	平成25年度	比較
議会費	57,791	57,017	774
総務費	462,572	422,773	39,799
民生費	707,316	653,823	53,493
衛生費	695,621	499,625	195,996
農林水産業費	942,885	951,639	△ 8,745
商工費	131,343	105,672	25,671
土木費	418,127	435,765	△ 17,638
消防費	326,041	459,696	△ 133,655
教育費	491,535	452,912	38,623
公債費	791,809	812,885	△ 21,076
給与費	1,299,388	1,295,685	3,703
予備費	5,000	5,000	0
歳出合計	6,329,428	6,152,492	176,936



各会計予算（平成26年度当初予算対前年度比較）

(単位：千円)

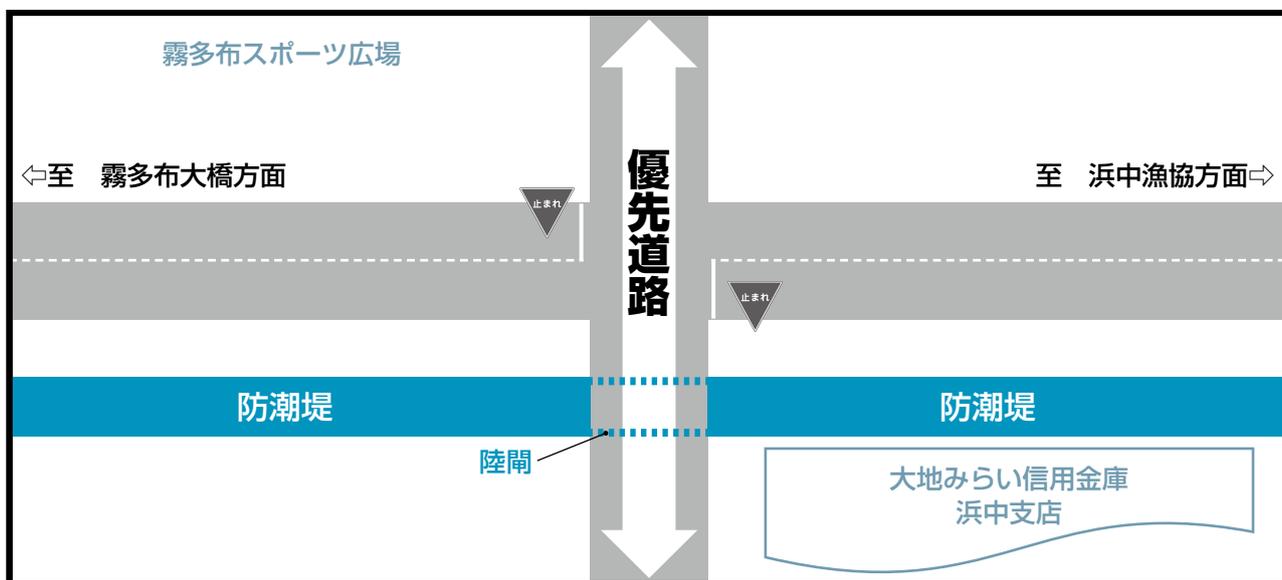
会計名	平成26年度	平成25年度	増減額	増減率(%)
一般会計	6,329,428	6,152,492	176,936	2.9
国民健康保険特別会計	1,298,677	1,285,444	13,233	1.0
後期高齢者医療特別会計	64,267	61,758	2,509	4.1
介護保険特別会計	450,033	368,803	81,230	22.0
浜中診療所特別会計	253,045	243,488	9,577	3.9
下水道事業特別会計	402,645	430,490	△ 27,845	△ 6.5
水道事業会計	257,157	230,807	26,350	11.4
合 計	9,055,252	8,773,282	281,970	3.2

霧多布港本港地区臨港道路の優先道路が4月より変更となります

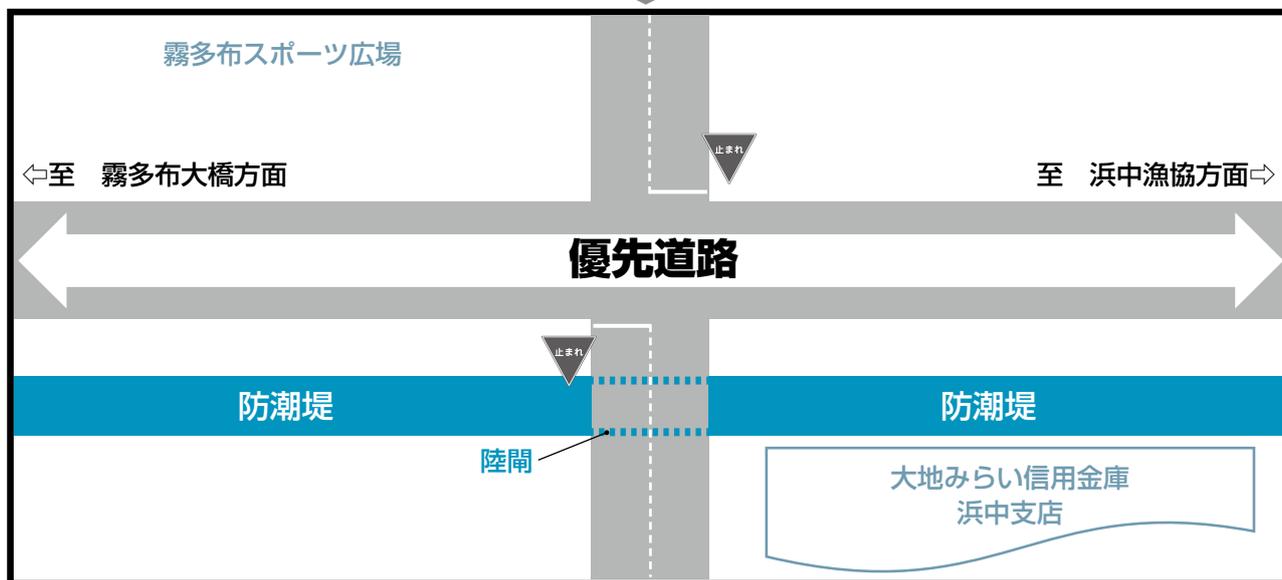
霧多布本港地区の臨港道路の内、道道霧多布岬線「大地みらい信用金庫浜中支店」横の道路を抜け、防潮堤を越えた先の十字路では、3月末まで「大地みらい信用金庫浜中支店」から「霧多布スポーツ広場方面」をつなぐ道路が優先でしたが、臨港道路の交通量が多く利用者からの要望もあることから、4月1日以降、「霧多布大橋方面」から「浜中漁業協同組合市場方面」をつなぐ道路が優先となります。（詳しくは、下記図面のとおり変更となります。）

臨港道路は性質上、漁業者をはじめ、大型車両を含めた作業車両の往来や、マリソレジャーを目的とした旅行者など多くの車が行きかいます。臨港道路の利用にあたっては、交通マナーを守り、安全運転で事故の無いよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

◎ 3月末まで



◎ 4月1日以降



消費税率の改正に伴い 公共料金が変わります

国は、経済再生を進めながら財政再建との両立を図っていくことの重要性並びに増大する社会保障の持続性と安心の確保及び国の信認維持といった社会保障と税の一体改革の趣旨を踏まえ「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。

これに伴い、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることから、関係する公共料金が変わりますので、町民の皆さんに直接関わりの深い使用料等につきましてお知らせいたします。

◆改正される公共料金に関わる町条例は、以下18条例となります。

条例名	使用料等改正の概要	担当係 連絡先
公の集会施設の設置及び管理に関する条例	公の集会施設、浜中町茶内コミュニティセンター、農村環境改善センター、浜中町漁村センターの使用料等	総務課 契約管財係 ☎62-2127
浜中町バンガロー等使用条例	きりたっぶ岬キャンプ場のバンガロー、休憩舎の使用料	商工観光課 観光係 ☎62-2239
霧多布湿原センター設置条例	会議室、研修室等の使用料	商工観光課 観光係 ☎62-2239
浜中町勤労青少年ホーム設置条例	軽運動室、集会室、研修室等の使用料と使用にともなう暖房料	商工観光課 商工労働係 ☎62-2147
浜中町中山間活性化施設設置条例	製品開発加工体験施設、キャンプ場、パドック等の使用料	商工観光課 中山間活性化施設係 ☎62-2239
浜中町ふれあい交流・保養センター設置条例	研修室、和室の室料	商工観光課 ふれあい交流・保養センター係 ☎62-3726
浜中町港湾管理条例	岸壁・物揚場施設、漁船捲揚施設、船揚場施設の使用料	水産課 港湾係 ☎62-2198
浜中町道路占用料徴収条例	町道の占用料	建設課 土木係 ☎62-2342
浜中町普通河川管理条例	普通河川の占用料又は採取料	建設課 土木係 ☎62-2342
浜中町公共下水道条例	基本料金、超過料金	建設課 下水道係 ☎62-2344
浜中町水道事業給水条例	基本料金、メーター使用料等	水道課 水道総務係 ☎62-2284
浜中町農業用水道給水条例	基本料金、超過料金	水道課 水道係 ☎62-2284
浜中町老人福祉センター設置条例	集会室、相談室の使用料と使用にともなう暖房料	福祉保健課 福祉係 ☎62-2305
浜中町立学校施設使用条例	屋内体育館、教室等の学校施設の使用料と使用にともなう暖房料	教育委員会 管理課 総務係 ☎62-2371
浜中町総合文化センター設置条例	大・小ホール、研修室、料理研究室等の使用料と使用にともなう暖房料	教育委員会 生涯学習課 総合文化センター係 ☎62-2394
浜中町地域文化館設置条例	旧円朱別小学校屋内体育館の使用料と使用にともなう暖房料	教育委員会 生涯学習課 社会教育係 ☎62-2394
浜中町社会体育施設設置条例	浜中町総合体育館、浜中町農業者トレーニングセンター、浜中町すくらむ21、浜中町民パークゴルフ場の使用料等	教育委員会 生涯学習課 スポーツ係 ☎62-3144
浜中町立診療所条例	寝具料・室料等の使用料、普通診断料・特別診断書等の手数料	浜中診療所 ☎62-2233

水道料

○上水道給水料金 メーター使用料

(単位：円)

種類		13mm 以下	20mm 以下	25mm 以下	40mm 以下	50mm 以下	75mm 以下	100mm 以下	150mm 以下
金額	改正前	168	252	294	735	1,722	2,163	3,024	6,489
	改正後	172.8	259.2	302.4	756	1,771.2	2,224.8	3,110.4	6,674.4

◆水道メーターの使用料は、1カ月1箇につき上記の額（使用しているメーター全ての金額を合算し、合計額から10円未満の端数金額が切り捨てられます。）が、給水料金と同時に徴収されます。

基本料金・超過料金

(単位：円)

	用途別	水量	基本料金 (1月につき)		超過料金 (1㎡につき)	
			改正前	改正後	改正前	改正後
専 用 栓	家事用	8㎡	2,100	2,160	210	216
	一般用	10㎡	2,730	2,808	252	259.2
	特殊営業用	20㎡	5,460	5,616	252	259.2
	農業用	50㎡	1,890	1,944	94.5	97.2
	浴場用	100㎡	16,800	17,280	168	172.8

◆水道料は、上記の表で算出した合計額から、10円未満の端数金額を切り捨てられた額が徴収されます。

○農業用水給水料金 基本料金・超過料金

(単位：円)

用途別	水量	基本料金 (1月につき)		超過料金 (1㎡につき)	
		改正前	改正後	改正前	改正後
農業用	50㎡	1,890	1,944	94.5	97.2
一般用	10㎡	2,100	2,160	105	108
家事用	8㎡	1,890	1,944	105	108

◆農業用水道料は、上記の表で算出した合計額から、10円未満の端数金額を切り捨てられた額が徴収されます。

下水道料

基本料金・超過料金

(単位：円)

種別	基本料金 (8㎡まで)		超過料金 (1㎡増すごとに)	
	改正前	改正後	改正前	改正後
使用料	1,470	1,512	189	194.4

◆下水道料は、上記の表で算出した合計額から、10円未満の端数金額を切り捨てられた額が徴収されます。

公の集会施設

公の集会施設使用料

(単位：円)

区分	午前			午後			夜間			
	1種	2種	3種	1種	2種	3種	1種	2種	3種	
集会室	改正前	525	367.5	210	525	367.5	210	630	472.5	262.5
	改正後	540	378	216	540	378	216	648	486	270
和室	改正前	262.5	157.5	105	262.5	157.5	105	367.5	262.5	210
	改正後	270	162	108	270	162	108	378	270	216
暖房料	暖房器具1台につき 1時間当たり			(改正前) 157.5円 →			(改正後) 162円			

※施設を葬儀会場として使用する場合（暖房料含む）

○施設の総床面積500㎡未満（改正前）31,500円 →（改正後）32,400円

○施設の総床面積500㎡以上（改正前）52,500円 →（改正後）54,000円

浜中町茶内コミュニティセンター使用料

(単位：円)

区分	午前		午後		夜間	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
多目的ホール	2,100	2,160	2,100	2,160	3,150	3,240
研修室	1,050	1,080	1,050	1,080	1,575	1,620
和室研修室1	735	756	735	756	1,050	1,080
和室研修室2	735	756	735	756	1,050	1,080
調理研修室	735	756	735	756	1,050	1,080
暖房料	①多目的ホール使用の場合 1時間当たり		(改正前) 1,050円 →		(改正後) 1,080円	
	②多目的ホール以外の各室使用の場合で暖房器具1台につき 1時間当たり		(改正前) 157.5円 →		(改正後) 162円	

※全館使用する場合（暖房料を除く。）

○（改正前）15,750円 →（改正後）16,200円

※施設を葬儀会場として使用する場合（暖房料を含む。）

○（改正前）52,500円 →（改正後）54,000円

農村環境改善センター使用料

(単位：円)

区分	午前		午後		夜間	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
多目的ホール	1,050	1,080	1,050	1,080	1,575	1,620
研修室（洋室）	525	540	525	540	630	648
研修室（和室）	525	540	525	540	630	648
料理実習室	525	540	525	540	630	648
暖房料	①多目的ホール使用の場合 1時間当たり		(改正前) 1,050円 →		(改正後) 1,080円	
	②多目的ホール以外の各室使用の場合で暖房器具1台につき 1時間当たり		(改正前) 157.5円 →		(改正後) 162円	

※全館使用する場合（暖房料を除く。）

○（改正前）5,250円 →（改正後）5,400円

※施設を葬儀会場として使用する場合（暖房料を含む。）

○（改正前）52,500円 →（改正後）54,000円

浜中町漁村センター使用料

(単位：円)

区分	午前		午後		夜間	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
大 研 修 室	1,575	1,620	2,100	2,160	2,625	2,700
小 会 議 室	420	432	630	648	735	756
生 活 研 修 室	525	540	735	756	840	864
老 人 談 話 室	525	540	735	756	840	864
料 理 実 習 室	525	540	735	756	840	864
暖 房 料	①全館使用の場合 1 時間当たり (改正前) 1,365 円 → (改正後) 1,404 円					
	②大研修室使用の場合 1 時間当たり (改正前) 682.5 円 → (改正後) 702 円					
	③大研修室以外の各室使用の場合 1 時間当たり (改正前) 157.5 円 → (改正後) 162 円					

※冠婚葬祭で使用する場合（暖房料を含む。）

○（改正前）52,500 円 →（改正後）54,000 円

浜中町総合文化センター

浜中町総合文化センター使用料

(単位：円)

区分	午前		午後		夜間		暖房料		
	9:00～12:00		12:00～17:00		17:00～22:00		1 時間当たり		
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	
一階	多目的大ホール	6,300	6,480	8,400	8,640	8,400	8,640	2,100	2,160
	研修室（和室）(1)	1,050	1,080	1,365	1,404	1,575	1,620	315	324
	研修室（和室）(2)	1,050	1,080	1,365	1,404	1,575	1,620	315	324
	料理研究実習室	2,100	2,160	2,625	2,700	2,835	2,916	315	324
	リハーサル室	1,050	1,080	1,365	1,404	1,575	1,620	315	324
二階	小ホール	2,625	2,700	3,150	3,240	3,675	3,780	1,050	1,080
	会議室（1）	1,050	1,080	1,365	1,404	1,575	1,620	315	324
	会議室（2）	1,050	1,080	1,365	1,404	1,575	1,620	315	324
	生きがい研修室	1,575	1,620	1,890	1,944	2,100	2,160	525	540
	学級講座室	1,050	1,080	1,365	1,404	1,575	1,620	315	324
	視聴覚室	2,100	2,160	2,625	2,700	2,835	2,916	315	324

※結婚等の祝賀会に使用する場合

○大ホール（改正前）63,000 円 →（改正後）64,800 円

○小ホール（改正前）26,250 円 →（改正後）27,000 円

霧多布港湾施設使用料

物揚場岸壁けい船使用料

(単位：円)

区 分		料金額											
		臨時1回 (24時間以内)		1月未満		1月以上 3月未満		3月以上 6月未満		6月以上 9月未満		9月以上 1年まで	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
漁船及び一般動力船	1トン未満	340	340	800	800	2,200	2,200	3,700	3,800	5,000	5,100	5,600	5,700
	1トン以上 3トン未満	560	570	1,300	1,300	3,300	3,300	5,600	5,700	7,700	7,900	8,500	8,700
	3トン以上 5トン未満	650	660	1,500	1,500	4,200	4,300	7,200	7,400	10,200	10,400	11,200	11,500
	5トン以上 10トン未満	1,140	1,170	2,600	2,600	7,200	7,400	12,300	12,600	17,400	17,800	19,300	19,800
	10トン以上 15トン未満	1,520	1,560	3,800	3,900	10,500	10,800	18,200	18,700	25,500	26,200	28,000	28,700
	15トン以上 20トン未満	1,900	1,950	5,000	5,100	13,000	13,300	23,100	23,700	32,000	32,900	35,300	36,300
	20トン以上 30トン未満	3,420	3,510	9,300	9,500	24,200	24,900	42,000	43,200	58,200	59,800	64,800	66,600

港湾漁船捲揚施設使用料

(単位：円)

階層区分	使用料							
	上架料		下架料		横取料		滞船料	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
和 船	直捲1～5トン 3,150	直捲1～5トン 3,240	直捲1～5トン 2,100	直捲1～5トン 2,160	—	—	1か月に付 367	1か月に付 378
3～5トン未満	31,500	32,400	25,200	25,920	7,350	7,560	1か月に付 105	1か月に付 108
5～10トン未満	34,650	35,640	28,350	29,160	9,975	10,260	1か月に付 157	1か月に付 162
10～20トン未満	39,900	41,040	33,600	34,560	11,025	11,340	1か月に付 210	1か月に付 216

船揚場使用料

(単位：円)

区分		使用料		備考
		改正前	改正後	
3トン未満	1か月	262	270	漁船捲揚施設を使用しない船舶に限る。
3トン以上5トン未満	1か月	367	378	//
5トン以上	1か月	525	540	//

散布漁港（本港・藻散布分区・渡散布分区）、琵琶瀬漁港、榊町漁港、奔幌戸漁港、真人漁港の利用料・使用料等についても、北海道漁港管理条例の改正に伴い、4月1日より消費税改正分が増額されます。

平成26年度地域振興補助事業の募集を行います

今年度の地域振興補助事業について募集いたします。

この事業は、明るく活気に満ちた地域を目指して取組む、各自治会や町内会、住民活動団体が実施する地域活性化事業及びコミュニティ活動に対し、町が経費の一部を補助するものです。

補助対象事業や補助率等に規定がありますので、希望する団体等は、左記までお問い合わせください。

●お問い合わせ先

役場 企画財政課

☎六二二二二三七



平成25年度地域振興補助を活用した「第34回浜中町牧場祭」

平成26年度人づくり事業の募集を行います

町内の個人・団体を対象とした今年度の人づくり事業を募集いたします。

対象となる事業は次のとおりとなっておりますので、詳しくは左記までお問い合わせください。

○対象事業

●指導者養成にかかる技能取得等の研修事業

●国内及び海外派遣交流事業

●町の産業にかかると生産加工技術取得等の研修事業

●生活、文化、スポーツ、福祉にかかる技能取得等の研修事業

○対象経費：旅費、研修費、教材費等

○申し込み期限：四月三十日(水)まで

●お問い合わせ先

役場 企画財政課

☎六二二二二三七



平成25年度人づくり事業、商工会青年部による「浜中・沖縄青少年女性体験相互交流事業」



活動報告

編みものカフェ、スタート!

2月21日、初の編みものカフェを開催しました。町内から4名の方がお子さんを連れて参加し、JAはまなかデイサロンからアドバイザーとして西円朱別の奥谷様が参加してくださいました。初めて編み針を持つ人から、編み慣れている人、編み針を持ってみたい3歳の女の子まで、みんなでわいわいとお喋りをしながら、かぎ針を手に編みものを楽しみました。参加者からは「手仕事には興味があつたけどなかなかきつかけがなかった。仲間がいれば続けられそう。また開催して欲しい」という声や、「編みものだけではなくお裁縫などもやりたい!」という声が聞かれました。ご参加いただいたみなさま、ご協力いただきましたみなさま、ありがとうございます。



お知らせ

きりたつぷ子ども自然クラブ

「春の湿原を歩こう!」

雪がとけてあたたかくなってくる季節、春の息吹を感じに、湿原を散策してみませんか。

日時：4月20日(日) 9時30分～14時
ワンデイシェフ料金変更のお知らせ

4月から、ワンデイシェフの料金が変わります。メニューによって、800円～1300円(ドリンク別200円)の間で料金変動します。メニューや料金について詳しくは湿原センターにお問い合わせ下さい。

4月のワンデイシェフは20日(日)、霧多布ママキッチンがお食事を提供する予定です。

植物標本作製のボランティア募集!

一昨年から始まった浜中町の植物標本集を作る事業、「ハーバリウム霧多布」。2014年度は、毎月第2土曜日に活動します。4月は、昨年までの標本を整理し、標本庫に入れる作業を行います。初めての方でも大丈夫。これまでに集めた標本を一度に見られるチャンスです。ぜひご参加下さい。

日時：4月12日(土) 10時～15時

●予約・問い合わせ先

湿原センター ☎65・2779
<http://www.kiritappu.or.jp/center/>

浜の風景

早春の味覚

浜中の毛ガニ

場 課
中 産
町 水
浜

第 19 号

○毛ガニについて

毛ガニは、体を覆う殻に短い剛毛があることがその名の由来となっていて、北海道沿岸に広く生息し北海道を代表する高級食材として観光の目玉となっています。ゆでてもほとんど赤くなりませんが身肉の味が良く、「カニみそ」と呼ばれる中腸腺（ちゅうちようせん）も多く、その味はカニの中でも最上級といわれています。塩ゆで、焼き物、刺し身、なべ料理のほか甲羅酒などで食されています。



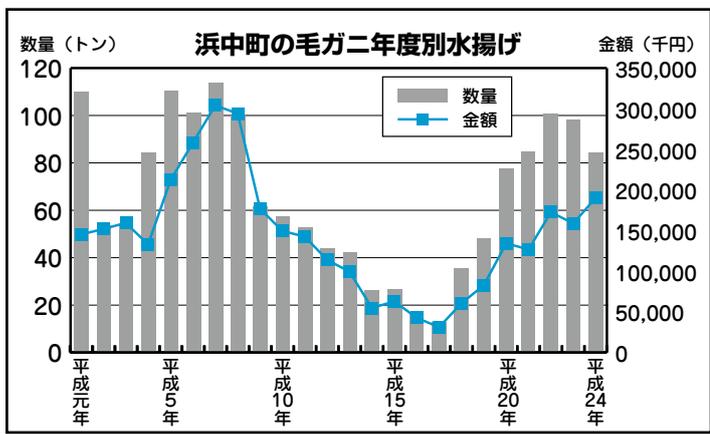
○毛ガニの生態

毛ガニは、道東太平洋沿岸では水深一五〇m以浅に分布し、他の底生動物を餌としています。浜中沖では東西方向の移動が見られ、大型個体ほど移動範囲が大きく一部は釧路西部や根室海域との交流があると考えられています。産卵場所は不明ですが、産卵期は十月から翌三月まで、雌は産卵後、受精卵を自分の腹肢に附着させ、幼生がふ化するまで、一年以上保護します。二歳から成熟するものが現れ、甲長六〇mm以上で半数以上が成熟し、二〜三年に一回産卵、寿命は十五年ほどといわれています。

○毛ガニの資源管理

毛ガニの資源は、以前乱獲によって急激に減少した経験から、北海道では資源評価と資源の維持、増大のための対策が講じられています。「かにかご」以外の漁法は禁止され、雌ガニ及び甲長八cm未満の雄ガニの採捕も海面漁業調整規則により禁止されています。また、操業許可隻数、操業期間、かご数、目合の制限のほか、毎年の資源評価に基づき許容漁獲量

が設定され、貴重な資源を無駄にしない取り組みが進められています。



○浜中町の毛ガニ漁

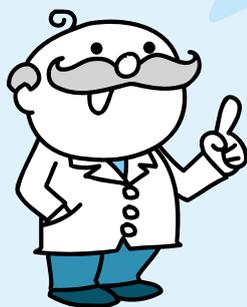
浜中町でも十年ほど前まで激減していた毛ガニ資源も資源管理の成果により、ここ数年は増加傾向となっています。浜中の毛ガニ漁は、餌を入れた「かにかご」を一〜二昼夜海底に沈めて、餌に誘われてかごに入った毛ガニを漁獲する方法で、浜中町では二月から四月頃にかけて操業されています。気温の低い時期に船上での凍結を防止しながら獲れる毛ガニは、身が引き締まり浜中町の早春の味覚となっています。

○毛ガニのブランド化

浜中町の毛ガニは、近年安定した水揚げの一方で、安値にもなっています。主要産地のオホーツク海の毛ガニと比較すると知名度が低く、その向上やブランド化が課題となっています。数年前から浜中漁協毛ガニかご部会では一kg以上のものを「きりたつぷ岬」ブランドとして出荷、また散布漁協毛ガニかご部会でも、大サイズをブランド名「極」として、それぞれ専用の識別タグを取り付け出荷しています。さらに消費拡大PRとして、消費地での販売促進活動などを積極的に進め、知名度アップに努めています。



No. 83 ごみ博士のごみ分別ワンポイント!



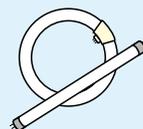
● 今回のごみ分別ポイントは「有害ごみ」じゃ!

みんなは有害ごみというどのようなものを想像するかな?

有害ごみとは、電池類・蛍光灯・水銀体温計・小型電気製品に使われているバッテリーなど有害物質を含んでいるものであり、人の健康に被害を生ずる恐れがあるため、燃えないごみと分けて排出する必要があるのじゃ。

有害ごみを排出する場合は、透明な袋に入れて収集作業員がわかり易いように有害などと表示して、有害ごみの収集日に排出してくれよ。また、蛍光灯・水銀体温計は、割れると有害物質が飛散したり、破片でケガをする恐れがあるので、箱に入れるか紙で包んで排出してくれよ。

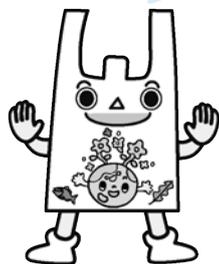
なお、電池やバッテリーを外した小型電気製品は、燃えないごみとして排出できるぞ。



面倒なことでも、小さなことからコツコツと!

それがごみ分別マスターへの一番の近道じゃ!!

レジポくんからのお知らせ!



「住宅用太陽光発電システム」を新たに設置する方に補助いたします。

【浜中町住宅用太陽光発電システム設置補助事業の概要】

1. 補助対象者

- ① 町内に住所を有し、又は住所を有する見込みの方
- ② 自ら居住する町内の住宅又は店舗等との併用住宅にシステムを設置する方
※居住の用に延べ床面積の2分の1以上を供するものに限る。
- ③ 建売住宅供給者等から自ら居住する町内のシステム付住宅を購入する方
- ④ 上記の方で町税等を完納している方

2. 補助対象システム

- ① 低圧配電線と逆潮流有りで系統連系していること。
- ② 電力会社と電気受給契約し、未使用のものであること。

3. 補助金の額

補助金の額は、1kw当たり4万円とします。上限を5kwとし、20万円以内

4. 申請方法

- ① 平成26年4月1日(火)～平成26年12月30日(火)
- ② 受付は申請順番 予算額：100万円
- ③ 交付申請は、必ず設置工事の着手前又はシステム付住宅の取得前に行ってください。

5. 必要書類等

- ① 太陽電池等の仕様書
- ② システム設置に関する見積書又は契約書の写し
- ③ 住宅の位置図
- ④ 設置前の現況写真
- ⑤ 住民票
- ⑥ 納税証明書
- ⑦ 振込先の預金通帳の写し等



● 問い合わせ先 役場 企画財政課 環境政策係
☎62-2194

節電のご協力ありがとうございました!

北海道電力管内において、12月9日から3月7日の間、平成22年度比6%以上の節電と3月31日までの無理のない範囲での節電請がありました。皆様のご協力により、需給ひっ迫警報の発令や停電に至ることなく乗り切ることができました。これまでの皆様の節電へのご協力に心から感謝申し上げます。

交通死亡事故^{ゼロ}の継続を目指して

- 4月になり、新1年生の姿を目にする時期となりました。

学校、保育所付近を通行する際は、スピードを落とし、子どもに注意して、思いやりのある運転で子ども達を交通事故から守りましょう。

- 4月6日～4月15日までの間、春の全国交通安全運動が実施されます。

期間中は、新入学児童、園児等や自転車利用者の事故防止を図る活動を推進します。

- 「スピードダウンと確実なシートベルト着用」で交通死亡事故ゼロの継続を目指しましょう。



厚岸警察署浜中グループ駐在所

駐在所告知板

交通死亡事故^{ゼロ}更新中
浜中町1,287日
(3月15日現在)

防火かるたで 楽しく「火の用心！」



霧多布保育所幼年消防クラブ

霧多布保育所幼年消防クラブでは、一月二十日に、茶内保育所幼年消防クラブでは三月六日に「防火かるた」を体験しました。

「防火かるた」は、楽しみながら消防や火災予防について学べるもので、幼年消防クラブの子ども達は、読み手の声をしっかりと聴き、取った枚数を競いながら真剣に取り組んでいました。



茶内保育所幼年消防クラブ

バレーボールで交流深める



浜中町バレーボール協会（渡部直人会長）が主催する「第二回浜中町バレーボール協会長杯」が三月九日に開催されました。昨年引き続き二回目の開催となり、町内の四チームと中標津町より招いた三チームが、トーナメント方式で優勝を争いました。勝敗を競いながらも、両町のチームは交流の輪を広げ、親睦を深めていました。

大会結果

順位	チーム名	地域
優勝	SKIPクラブ	中標津町
準優勝	Tinkerbelle	中標津町
第3位	アヤノミクス	浜中町
敢闘賞	FANTASISTA'14	浜中町

姉別保育所で 冬の親子レクリエーション



目頃から取り組んでいるリズム遊びも披露！

二月二十八日、姉別農村環境改善センターを会場に、姉別保育所が親子レクリエーションを開催しました。午前中は、園児と父母が玉入れで対決したり、親子を二チームに分けリレーをするなど屋内運動会を行い、午後からは父母が店主となり、縁日ごっこを行いました。初めて試みた行事でしたが、親子が一緒に汗を流し楽しんだ、笑顔あふれる一日となりました。

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ

平成26年度の健康保険料率は、準備金を取り崩して10.12%に据え置くことといたしました。平成26年3月分（4月納付分）からの介護保険料率につきましては、介護給付費が年々増加し、協会けんぽが負担すべき介護納付金も増加していることから、1.72%（平成25年度:1.55%）に引き上げざるを得ない状況となっております。厳しい経済状況の中ではございますが、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

●問い合わせ先

協会けんぽ 北海道支部 ☎011-726-0352(代表)

浜中診療所からのお知らせ

内科医師派遣診療について

4月の北大第二内科医師派遣での診療日をお知らせいたします。

4月診療日 4月4日(金)～6日(日)まで

4月25日(金)～5月2日(日)まで

※ただし、派遣期間中の**土・日曜日は、急患（急病）のみの診療**となりますのでご了承ください。なお、急患の受け入れについては、来院される前に必ず電話連絡をいただきますようお願い申し上げます。

整形外科診療について

市立釧路総合病院の医師による、整形外科の診療を行います。腰痛、肩痛、股関節痛で受診を希望される方は、予約が必要となりますので下記までお申し込みください。また、医師の都合により、診療日が変更になる場合がありますのでご了承ください。

日 程 5月13日(火) 10:00～

(次回は、7月8日(火)を予定しております。)

●申し込み・問い合わせ先

浜中診療所 ☎62-2233

平成26年度調理師試験実施のお知らせ

平成26年度の調理試験の概要は次のとおりです。

試験日時 8月28日(木)

受付期間 5月12日(月)～5月23日(金)まで

願書配布 4月上旬から保健所及び支所で配布

●問い合わせ先

釧路保健所 健康推進課健康増進係 ☎0154-22-1233

北海道警察官募集のお知らせ

平成26年度北海道警察官募集（第1回試験）の受付が下記のとおり行われます。

受付期間 4月1日(火)～16日(水)

1次試験日 5月11日(日)

試験区分 男性・女性A区分（大学卒）

男性・女性B区分（大学卒以外）

●問い合わせ先

北海道警察本部採用センター ☎0120-860-314

○北海道警察ホームページ

<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います

平成26年度の縦覧を次のとおり行います。

期 間 4月1日(火)～5月30日(金)

(8:30～17:15までとし、土・日・祝祭日を除く。)

場 所 役場 税務課 課税係

○縦覧できる方／固定資産税の納税義務者

※土地（家屋）のみを所有している方は、家屋（土地）の縦覧はできません。

●問い合わせ先

役場 税務課 課税係 ☎62-2173



今月の食材は「あさり」です。

「あさりのレンジ蒸しマリネ」

【材料 2人分】

☆あさり……………殻つき250g

☆玉ねぎ……………¼個(50g)

☆オリーブ油……………大さじ2杯

☆酢……………大さじ1杯

A ☆塩……………少々

☆コショウ……………少々

☆ミニトマト……………4個(60g)

☆きゅうりのピクルス(小)

……………30g

☆クレーソン……………2枝

☆レーズン……………大さじ2杯

【作り方】

①あさりは殻をこすり合わせて洗い、水けをきる。電子レンジ使用可能な丼に入れてふたをし、電子レンジ(600W)で殻があくまで3～4分加熱する。

②玉ねぎはみじん切りにして水にさらし、水けをよくきる。ボールに入れてAを加えて混ぜ、①のあさを殻ごと、蒸し汁も加えて和える。

③ミニトマトはへたを除いて半分に切る。ピクルスは縦半分に切る。クレーソンは葉先を摘む。

④②のボールに③とレーズンを加えて全体を混ぜ、味がなじむ

までしばらくおく。

※4人分必要な場合はあ

さを加熱する①の部

分を2回に分けて行っ

てください。

(町業養士)

あさりのレンジ蒸しマリネ	
【1人分の栄養素】	
エネルギー	192kcal
カルシウム	44mg
食塩相当量	1.7g

私たちの町の高等学校 霧多布高校通信 No. 154

卒業証書授与式 —学舎からの旅立ち—



3月1日に、第60回卒業証書授与式が挙行されました。学舎から巣立ち新たな世界に船出する卒業生32人を多くのご来賓の方々や保護者の皆様が祝福しました。

厳粛な雰囲気の中、卒業生は緊張しながらも、3年間の高校生活を終えた充実感や新しい生活への期待感に満ち溢れている様子でした。校長先生による式辞をはじめ、ご来賓の方々による告辞や祝辞では、たくさんの示唆に富んだ温かいお祝いのお言葉をいただきました。

式後、「最後のホームルーム」に臨み、担任の先生やクラスメートと卒業の喜びを分かち合った卒業生は、玄関で在校生と教職員からの見送りを受けて学舎を後にし、4月からの新生活へと旅立ちました。32人の卒業生の前途洋々たることを、職員一同、心から願っています。



平成25年度の進路状況

本年度はこれまでの不況とは一転、ハローワークで記録が残っている平成4年度以降、過去最高の求人数となりました。管内はもとより、全道的に求人数が増加し、就職希望者にとっては例年になくチャンスが多い年でした。

平成25年12月末のハローワーク釧路から発表された「新規高卒者の採用・就職の動向」によると、釧路管内高等学校全体の就職内定状況等は、就職内定者は481人となり（前年同月比1.7%（8人）増加）、内定率は77.6%（前年同月比6.5p増加）となりました。また、ハローワーク釧路が受理した求人は823人となり、対前年比44.6%（254人）増加しました。しかし、前年を上回る内定率・求人数とはなってはいますが、未内定の生徒は未だ139人と決して少なくはありません。ハローワーク釧路では関係機関と共に引き続き求人要請や求人票提出の呼びかけを行うほか、企業と生徒が合同で面接を行う『就職促進会（第2回）』を開催するなど様々な対策を行っています。

このような現状で、本校3年生の就職希望者の内定率は全体で100%（昨年同月89.5%）を達成することができました。進学希望者についても、100%（昨年同月100%）を達成することができました。ですが、ここ数年は新規高卒者の早期離職が全国的な問題となっています。今後は早期離職を防止し、やりがいを持って長く仕事を続けられる就職先を見つけるためのマッチング作業が課題です。

生徒の進路は、将来の人生にも関わる重要な意思決定であり、高校生活3カ年の限られた時間の中で活動していかなければなりません。校内でも1学年より進路意識の醸成に向けて指導をしておりますが、ご家庭でもお子様方と話し合いの機会を設けていただき、お子様の進路が叶う活動ができるよう、ご協力をお願いいたします。

平成26年3月末現在（人）

	家業 継承	就職				進学			合計
		町内	管内	道内	道外	大学	短大	専門	
男子	1	4	3	1 (1)	0	4	0	5	18
女子	0	5	2	2	0	0	0	5	14
合計	1	9	5	3	0	4	0	10	32
								14	

18(1) ※ () 内は公務員

平成26年度新学期が始まります！

町内の小中学校・高等学校では、いよいよ新学期が始まります。雪どけもすすみ、登下校時など町のあちらこちらで児童生徒の元気な姿が多く見られる季節となりました。

春は特に、新入生や児童生徒の活発な活動が始まり、交通事故や外出機会の増加による非行の芽も生じやすくなりますので、地域社会が一体となって子どもたちの安全確保・健全育成に努めましょう。



= 新 学 期 =

○町内各小学校・散布小中学校

4月7日(月)から

○その他の中学校・霧多布高等学校

4月8日(火)から

☆☆みんなで決まりを守りましょう☆☆

- 交通規則を守り、交通安全に心がけましょう。
- 外出するときは、行き先を知らせてから出かけましょう。
- 外出するときは、なるべく2人以上で出かけましょう。
- 無断外泊、夜の無断外出は絶対にしてはいけません。
- 喫茶店や遊技場は、各学校の決まりを守りましょう。

「早寝早起き朝ごはん」運動！

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。

しかしながら最近の子どもたちを見ると、「よく体を動かし、よく食べ、よく寝る」という成長期の子どもにとって当たり前で必要不可欠な基本的な生活習慣が大きく乱れています。

浜中町教育委員会では、子どもたちがハツラツとした毎日を送ることができるよう、「朝食をとらずに登校する子をゼロに」を目標に掲げ、学校・家庭・地域と連携した「早寝早起き朝ごはん」運動を展開し、子どもたちの生活リズムの向上に取り組んでいます。



はつらつとした毎日を送るために朝ごはんを食べましょう。

やさしい心を育てるために早寝早起きで睡眠を十分とりましょう。

おおいに体を動かし体力をつけるために外遊びやスポーツをしましょう。

きらきら輝く子どもたちの笑顔のために道民ぐるみで支え、見守りましょう。

浜中町生涯学習 「いきいきくらし塾」

募集中！

「いきいきくらし塾」は、人生のあらゆる時期に自身に適した手段や方法で学習を始めようと思っている皆さんが新たにグループやサークルなどを作り、活動を開始する場合に支援を行うものです。

支援内容は次のとおりですので、希望する皆さんは気軽にお問い合わせください。

- ◆対 象 5人以上のグループ・サークル
- ◆開 催 場 所 町内の公共施設など
- ◆学 習 内 容 一般教養、日常生活、健康・保健、家庭教育、生活伝承、芸術・文化、体育・スポーツ、レクリエーション、その他
- ◆学 習 時 間 1ヵ月4時間以上の活動
- ◆支 援 内 容 サークルなどの指導者に対して1時間当たり1,500円の謝金を支援
(※ ただし、1ヵ月4時間を限度といたします。)
- ◆支 援 期 間 最長1年間とし、その後自主サークルとして活動を続けてください。
- ◆問 い 合 わ せ 先 教育委員会 生涯学習課 社会教育係 ☎62-2394・62-3131



学校教育からの情報コーナー

夢と希望を胸に 新しい世界へ旅立ち！ —卒業式—

平成26年3月1日に、霧多布高等学校で卒業証書授与式が挙行され、32人の生徒が進学、就職などそれぞれの未来に向かって、恩師や友との別れを惜しみながら、旅立ちました。

また、3月15・16日には、中学校と小中併置校で、19・24日には小学校で、卒業証書授与式が行われました。今年度の中学校の卒業生は、60人（霧中31人、散布中9人、姉別南中1人、浜中中9人、茶中10人）小学校の卒業生は、65人（霧小29人、散布小8人、姉南小2人、浜中小10人、茶小15人、茶一小1人）でした。

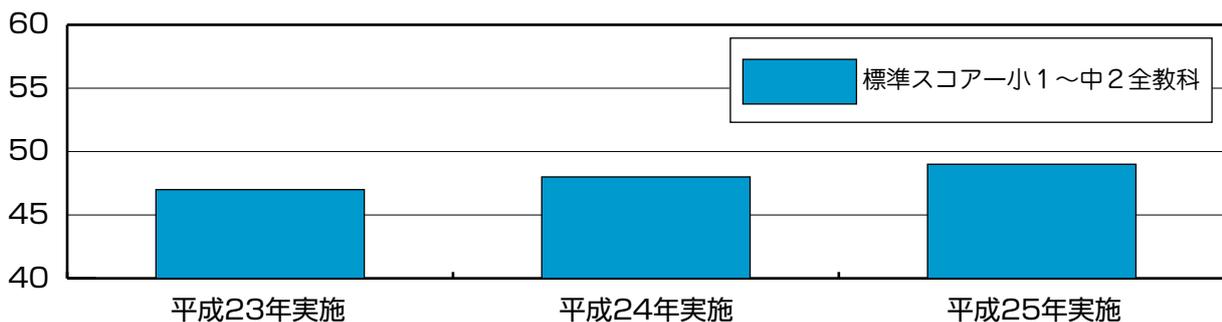
新たな世界に進む卒業生のみなさんに、教育委員会の栗本委員長が「今まで育てていただいた方に感謝し、たじろぐことなく、あらゆる失敗の可能性をも見据えつつ、自分の生きたい道を自信をもって生きてください。苦しい時、困った時はふるさと浜中、そして一緒に過ごした家族や仲間との日々を思い出してください。」とエールを送りました。



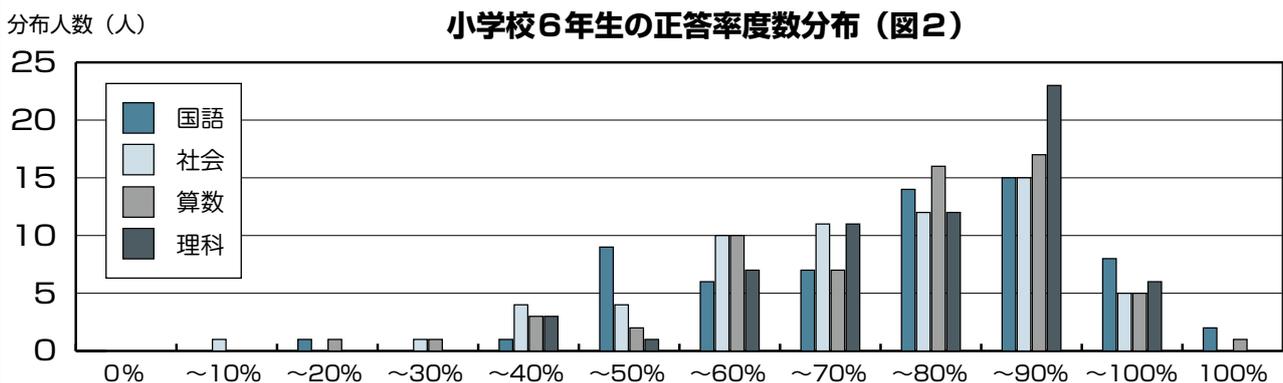
毎年確実に、浜中の子どもたちは学力が定着しています

本年の1月末に、町内の小学校1年生から中学校2年生の児童（339人）・生徒（116人）を対象に標準学力テストを実施しました。本テストを開始して今年で3年目を迎えますが、毎年テスト結果を分析、検証し、学校を中心に家庭と地域が連携して改善に取り組んでいます。その結果として、確実に本町の子どもたちの学力は全国平均に近づいています。（図1参照）特に理科の結果について、非常に良い傾向が現れています。ただし、まだまだ学習が十分定着していない児童生徒の割合が多い（図2参照）等、いくつかの課題も見受けられます。今後は、良さを伸ばすとともに、課題解決に向けて地道に取り組みを推進してまいります。

全国平均を50とする本町の標準スコアの平均（図1）



小学校6年生の正答率度数分布（図2）





新着図書案内



<p>『パンツちゃんとはけたかな』 宮野 聡子／作・絵（児童書）</p> <p>ピコちゃんは、もう一人で上手にパンツをはくことができます。だけど、くまちゃんの絵がついたパンツだけ、なぜか後ろ前にはいてしまって…。</p> 	<p>『風立ちぬ』 宮崎 駿／原作・脚本（児童書）</p> <p>“美しい飛行機を作りたい”という少年時代からの夢を追った主人公のお話。宮崎駿監督最新作が、オールカラー絵本になりました。</p> 	<p>『番外編・忘れていた怪談 闇の本』 緑川 聖司／作 竹岡 美穂／絵（児童書）</p> <p>昔の記憶をたどるために、古い洋館へ行く主人公。床に落ちていた本を読み始めたら、突然男の人が現れ…。大人気シリーズの番外編が登場！</p> 
<p>『北海道日本ハムファイターズ 10年史 2004-2013』 北海道新聞社／編（一般書）</p> <p>全選手記録・スタメンデータ・レギュラーシーズン全戦績など、ファイターズの10年間の歴史を紹介！</p> 	<p>『かにみそ』 倉狩 聡／著（一般書）</p> <p>人間の言葉が分かり、なんでも食べる蟹を拾った主人公。ある日、付き合っていた恋人を殺してしまい…。</p> 	<p>『ベニシアの庭づくり ハーブと暮らす12か月』 ベニシア・スタンリー・スミス／著（一般書）</p> <p>各月に使えるハーブの育て方・使い方が細かく紹介されています。また、美しい庭や、京都・大原の景色を楽しむこともできます。</p> 
<p>《児童書》 『どこ？ めいろでさがしもの』 山形 明美／作</p> <p>『紙コップのオリオン』 市川 朔久子／著</p> <p>《一般書》 『昆布水のごちそうレシピ12ヶ月』 喜多條 清光／著</p> <p>『はなとゆめ』 沖方 丁／著</p>	<p>『5分後に意外な結末1・2』 川畑 勝／編</p> <p>『かいけつゾロリのまほうのランプ〜』 原 ゆたか／作・絵</p> <p>『できる大人のモノの言い方・話し方』 杉山 美奈子／発</p> <p>『JR崩壊 なぜ連続事故は起こったのか？』 梅原 淳／著</p>	

新着おすすめ本

芥川賞・直木賞受賞作品が登場！

- 芥川賞受賞作品 「穴」 小山田 浩子／著
- 直木賞受賞作品 「恋歌」 朝井 まかて／著
- 「昭和の犬」 姫野 カオルコ／著

図書室では、この3作品に加え、本屋大賞などの文学賞にノミネートされている本を特集した、特設コーナーを設けております。一度、足を運んでみてはいかがでしょうか？

「絵本らんど・おはなしタイム」のお知らせ

総合文化センター（2階・図書室）午前11時より

4月12日（土）

4月26日（土）

紙芝居『まことくんとおかし』
絵本『ダーチャのいのり』
絵本『ばけばけばけばけ ばけたくん』

紙芝居『ごろん』
絵本『そらまめくんのぼくのいちにち』
絵本『てんのおにまつり』

4月は、飲み会が多い時期です。楽しさゆえについ飲み過ぎとなり、翌日の二日酔いだけでなく、飲酒運転にもなりかねません。お酒を楽しく健康的に飲むためのポイントをおさえておきましょう。

宴席での飲酒

飲む前に知っておいてほしいこと

NO 301 保健師・歯科衛生士・栄養士です

飲み会の前に牛乳を飲もう！

牛乳の脂肪が胃に膜をはるので、アルコールの吸収をおさえる効果があり、急に酔いが回るのを防ぎます。



ゆっくり飲もう！合間に水を飲もう！

アルコールを飲む際に最も大切なのは、飲むスピードをおさえることです。アルコールを分解するスピードは大変遅いので、飲むペースが速いとすぐに酔ってしまいます。途中で水やお茶を飲むことで、血液中のアルコール濃度を下げることができ、内臓にかかる負担を軽減できます。

内臓の病気ばかりではなく、お酒の酔いで転んだり、事故にあう可能性も高まります。お酒はリスクがあることを自覚しましょう。

飲んだ後気をつけてほしいこと

- ①暴食は避ける。肥満のもとです。
- ②入浴や運動をさける。血圧の急激な変動により脳卒中を引き起こす可能性があります。
- ③二日酔いは脱水症状の現れです。水分をたくさん摂ることで、血液中のアルコール濃度を多少さげることにも有効です。
- ④果物を食べましょう。果物に含まれる果糖がアルコール分解を助ける効果があります。100%果汁がおすすめです。
- ⑤胃腸薬も多少有効です。胃のムカムカを少しでも早く改善する手助けをしてくれます。

お酒の1日の適量

★男性

- ビール 500mlを1本
- ワイングラス 2杯(240ml)
- 日本酒 1合(180ml)
- 焼酎25度 原液100ml
- ウイスキー原液 ダブル1杯(60ml)

◎女性はこの量の半量です。

★適量には個人差あり、体調によっても変化することがあります。

食べながら飲む！

目的

- ①アルコールの吸収速度を遅くします。食べ物のたんぱく質や糖質、脂肪分がアルコールの吸収を少し遅らせるためです。
- ②アルコールの分解には、エネルギーが必要です。なにも食べずにお酒を飲んでしまうと、栄養不足になります。それを繰り返していくと栄養障害になり、最悪の場合脳の障害に至ってしまうこともあります。
- ③食べたもので胃がふくれ飲む量の抑制になり、飲みすぎをおさえることができます。

みるこんからのお知らせ

浜中町健康・医療相談ダイヤル24

浜中町では、民間委託方式により、24時間年中無休・通話料無料の『浜中町健康・医療相談ダイヤル24』を行っています。健康・医療や、介護、育児などの相談に、医師や保健師、看護師などの専門職がお答えします。

悩む前に、お気軽にお問い合わせください。

*浜中町民限定サービスのため、広報誌やホームページ上にはフリーダイヤル番号の掲載ができません。

●問い合わせ先 福祉保健課健康推進係 (☎62-2307)



浜中町健康づくりキャラクター「みるこん」

道東の楽しい春の開始



「ワタスゲ」

もうすぐ、春のお祭りが始まるよ

ドンドン、ヒヤラ・ラ

ピー、ヒヤララ

アヒルは居ねむりしながら

呑気に楽しそうに泳いでいる！

どうやら、もうすぐ春がやってくる

北海道の春のお祭りが始まる！

ドンドン、ヒヤラ・ラ

ピーヒヤララ

(ペン & スケッチ 小椋 昭三)

ひとのうごき

2月末現在 (前月比)

- 人口：6,347人 (-10)
- 男：3,071人 (-5)
- 女：3,276人 (-5)
- 世帯数：2,482世帯 (+1)



おたんじょう

暮 婦 別・南 志保ちゃん (勝さん)
 東部恵茶人・堀江 惺絆くん (定幸さん)
 琵琶瀬共交・三浦 莉奈ちゃん (孝章さん)



お く や み

茶内緑・齋藤 夕ヨ さん (95歳)
 琵琶瀬共交・福士 恒策 さん (78歳)
 茶内緑・榎本 克子 さん (89歳)
 茶内若葉・山根 克彦 さん (75歳)
 茶内若葉・佐々木 一夫 さん (88歳)
 茶内橋北西・西森 直人 さん (30歳)
 茶内緑・神林 君江 さん (68歳)
 霧多布二区・小野 末松 さん (98歳)
 茶内西円・田村 幸一 さん (83歳)
 茶内中円・小幡 吉徳 さん (83歳)

春らしい花を備えて仏壇に吾が子の門出祖母に報告

二瓶 晴子 (茶内第三)

雲切れの日差し引きよせまごころめば「風を引くぞ」と亡夫に似し声

松館スミ子 (貫人)

白菊に囲まれいたる祭壇には、えむ人をひそと送りぬ

相原 睦子 (茶内)

カヤカヤと聞こえる声は地下からの早く世に出たいと山菜の声

福沢 睡蓮 (茶内)

短歌

早春のまだまだ残る雪の丈存

鈴木 徹夫 (霧多布)

シニアの春発表会の唄おどり

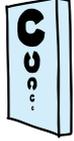
酒井 梅子 (茶内)

俳句
 春が来てスナフキンまた旅に出る

福沢 睡蓮 (茶内)



はまなか行事カレンダー (4月)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			
<p>● 役場からの伝言板 ●</p> <p>・浜中町防災行政無線で放送した内容を確認したい場合は、『☎62-5333』へ電話してください。24時間以内の放送内容を聞くことができます。</p>		<p>4月あそびのひろは日程</p> <p>毎週…月火水金 9:00~12:00 (霧多布保育所内子育て支援センター)</p> <p>毎週…月火水木金 14:30~16:30 (霧多布保育所内子育て支援センター)</p> <p>毎週…水 10:00~12:00 (茶内コミュニティセンター) ※コミセン使用時はお休み</p>				

●表下段は休業・休館のお知らせです。各記号は下記の施設と対応しております。
 文…総合文化センター 体…総合体育館 農…農業者トレーニングセンター ㊟…すくらむ21
 M…MO-TTOかぜて 霧…霧多布湿原センター 勤…勤労青少年ホーム